

しょうないせいかつ てびき  
**所内生活の手引**

ふちゆうけいむしょ  
**府中刑務所**

# もく 目

# じ 次

だい 第1	はじめに	1
だい 第2	いっばんこころえ 一般心得	2
だい 第3	いちにち せいかつ 一日の生活	3
だい 第4	しつない こころえ 室内の心得	11
だい 第5	けいしつこうかいし じちょうさ しどう 刑執行開始時調査と指導	18
だい 第6	せいげん かんわ 制限の緩和	20
だい 第7	ゆうぐう そ ち 優遇措置	23
だい 第8	さぎょう 作業	27
だい 第9	かいぜんしどう 改善指導	33
だい 第10	きょうかしどう じしゅがくしゅう しょせきとう とりあつか 教科指導、自主学習、書籍等の取扱い	36
だい 第11	じ こけいやくさぎょうおよ よ かかつどう えんじょ 自己契約作業及び余暇活動の援助	43
だい 第12	しゅうきょうじょう こういおよ えんじょ きょうかい 宗教上の行為及び援助（教誨）	47
だい 第13	けいじしせつしきついいんかい 刑事施設視察委員会	50
だい 第14	きゅうたい よ ひん 給貸与品	51
だい 第15	しぶつ とりあつか 私物の取扱い	55
だい 第16	いりょうおよ ほけんえいせい 医療及び保健衛生	59
だい 第17	めんかい しんじょ はつじゅ た 面会、信書の発受、その他	64
だい 第18	しょうばつ 賞罰	71
だい 第19	ふ ふくもうした 不服申立て	74
だい 第20	しゃかいふつき 社会復帰	83
だい 第21	こくみんねんきん 国民年金	85
だい 第22	じどうしゃうんてんめんきょこうしん 自動車運転免許更新	90

だい 第23	せんきょけん こうしとう 選挙権の行使等 .....	91
だい 第24	むすび .....	92

# 所内生活の手引

## 第1 はじめに

あなたたちは、今日から府中刑務所で生活することになりました。刑務所は、あなたたちの刑を執行するところであり、改善更生及び円滑な社会復帰を図るための場所です。

あなたたちは、この刑務所で生活している間を通じて、自分の犯した罪に誠実に向き合い、真剣に反省をするとともに、二度と犯罪に手を染めることなく、健全な社会の一員として生活していくため具体的な計画を立て、自信をもって出所していくことが期待されています。

当所では、あなたたちが改善更生と円滑な社会復帰に向けて真剣な努力をすることをできる限り応援します。あなたたちも自分の置かれている立場を自覚し、日々の生活を送るよう心掛けてください。

この「所内生活の手引」は、当所で生活していく上であなたたちに知っておいてもらいたいことをまとめたものです。時間があるときによく読んで、刑務所での生活をあなたたちの人生にとって、少しでも有意義なものとするよう努めてください。

なお、分からないことは、自分勝手に判断することなく、定められた方法により、職員に確認するようにしてください。

だい  
第2 いっぱんこころえ  
一般心得

しょうないせいかつ い か こころえ じゅんしゅ せいかつ  
所内生活における以下の心得を遵守して生活してください。

- 1 しょうないせいかつ しゅうだんせいかつ じぶんかって かんが す つね しゅうだん いち  
所内生活は集団生活ですから、自分勝手な考えを捨て、常に集団の一  
いん じかく こうどう  
員である自覚のもとに行動すること。
  - 2 だれ たい ことばづか たいど き つ れいぎ おも ちつじょただ こうどう  
誰に対しても言葉遣いや態度に気を付け、礼儀を重んじ秩序正しく行動  
すること。
  - 3 か こ せいかつたいど はんせい げんざい しゅうようせいかつ こんご しゃかいせい  
過去の生活態度を反省するとともに、現在の収容生活を今後の社会生  
かつ やくだ しょうらい せいかつせつけい つね かんが せいかつ  
活に役立てるよう、将来の生活設計を常に考えて生活すること。
  - 4 かくじん せいかく しんじょう せいいくれき せいかつかんきょうおよ しゅうよう  
あなたたちは、各人の性格、信条、生育歴、生活環境及び収容され  
いた げんいん こと じかく つね あいて  
るに至った原因などが、それぞれ異なっていることを自覚し、常に相手の  
たちば りかい そんちょう あ せいかつ  
立場を理解し、尊重し合って生活すること。
  - 5 ひと たが びょうどう たちば しゃかいてき はいけい  
あなたたちは、人として互いに平等な立場にあるので、社会的な背景を  
しょうない も こ たにん ゆうえつ たちば つく してき しゅうだん  
所内に持ち込んで他人より優越した立場を作ろうとしたり、私的な集団  
つく  
を作ったりしないこと。
  - 6 じぶん じゅうしょ かぞく しめい でんわばんごうとう たにん し  
自分の住所や家族の氏名、電話番号等を他人に知らせないこと。
  - 7 けいむしょ けんり こうし えんじょ もうして さい げんそく がん  
刑務所では、権利の行使や援助の申出などをする際には、原則として願  
せん ねが ごと もう で つか ようし しよめん さくせい しょく  
箋(願い事を申し出るために使う用紙のこと。)という書面を作成して職  
いん ていしゅつ がんせん かなら じぶん か じぶん か  
員に提出すること。願箋は必ず自分で書くこと。自分で書くことのでき  
ひと しょくいん もう で だいひつ しゅうい ひと たの  
ない人は職員に申し出て代筆してもらおうようにし、周囲の人には頼まな  
いこと。
- がんせん ていしゅつ こうじょう きよしつ さだ  
なお、願箋を提出するときには、工場や居室ごとに定められている  
うけつけじかん ていしゅつ  
受付時間に提出すること。
- 8 ほこうちゅう りょうて しぜん の ぜんご ふ うでぐ  
歩行中は、両手を自然に伸ばして前後に振り、腕組みをしたり、ポケッ  
て い たこい かた ふ はきもの ひ  
トに手を入れたり、その他故意に肩を振ったり、履物を引きずるなど、だら  
ある かた たにん いあつ ある かた ふたり い  
しない歩き方、他人を威圧するような歩き方をしないこと。また、二人以

じょう ある しょくいん しじ したが せいれつ せいぜん ほうこう  
上で歩くときは、職員の指示に従い整列して整然と歩行すること。

9 ふうそう さだ ちゃくよう なふだ しょうてい いち かなら つ  
服装は、定められたとおりに着用し、名札は所定の位置に必ず付けるこ  
と。きよか はだか はちま くび か  
と。許可なく裸になったり、鉢巻きをしたり、タオルを首に掛けたり、そ  
のた だ たら しない かつこう  
他だらしのない格好をしないこと。

10 たにん ぼうこう ふうせい すす ふどう ようきゅう  
他人から、暴行されたり、不正なことを勧められたり、不当なことを要求  
されたときは、すぐに しょくいん もう で  
職員に申し出ること。

11 しょじ きよか もの しょじ つく  
所持を許可されていない物を所持したり、作ったりしないこと。これらの  
もの はっけん ばあい ぼっしゅうまた はいき しょうち  
物が発見された場合には、没収又は廃棄されることがあるので、承知して  
おくこと。

12 もちぬし わ もの ふしん もの はっけん ばあい あんい ひろ  
持主の分からない物や不審な物を発見した場合は安易に捨ったりせず、  
ただ しょくいん し  
直ちに職員に知らせること。

13 かさい しゅうい ひと きゅうびょう み まわ か  
火災や周囲の人の急病など、身の回りに変わったことがあったときは、  
ただ しょくいん し  
直ちに職員に知らせること。

14 ぎじゅつしどうしゃ た がいぶ ひと たい ぶつびん きんせん ようきゅう じゅじゅ  
技術指導者その他の外部の人に対し、物品や金銭を要求したり、授受し  
たりしないこと。

15 てびき いがい わ しょくいん たず  
この手引、また、それ以外で分からないことがあるときは、職員に尋ね  
てその指示を受けること。

16 てびき か しょくいん しじ  
この手引に書かれていないことであっても、職員から指示されたことに  
す なお したが  
は素直に従うこと。

### だい 3 いちにち せいかつ 第3 一日の生活

けいむしょ まいにち せいかつ ひょう ひしゅうようしゃどうさ じげんひょう したが  
刑務所での毎日の生活は、表1「被収容者動作時限表」に従わなけ  
ればなりません。あなたたちは、しゃかいない じぶん せいかつ  
社会内では自分のペースで生活していたか  
もしれませんが、けいむしょ しゅうだんせいかつ いとな いじょう しょくじ しゅうしん じ  
刑務所で集団生活を営む以上、食事、就寝などの時  
かん みな いっしょ きしやう しょくじ じかんたい  
間を皆と一緒にしなければなりません。起床、食事などの時間帯は、チャ

イム、<sup>ほうそう</sup>放送、<sup>しょくいん</sup>職員<sup>ごうれいとう</sup>の号令等<sup>し</sup>で知らせます。<sup>き</sup>決められた<sup>じかんない</sup>時間内<sup>こうどう</sup>に行動するよ  
う<sup>つと</sup>努めてください。

ひょう  
表 1

ひ しゅうようしゃどう さ じげんひょう  
被 収 容 者 動 作 時 限 表

	へいじつ 平日		きゅうじつ 休日
き しょう 起 床	6:45	き しょう 起 床	7:20
せいそう せいとん 清 掃 ・ 整 頓 せんめん てんけん 洗 面 ・ 点 検	6:45～7:05	せいそう せいとん 清 掃 ・ 整 頓 せんめん てんけん 洗 面 ・ 点 検	7:20～7:40
ちょうしょく 朝 食	7:05～7:35	ちょうしょく 朝 食	7:50～8:10
しゅつ しつ 出 室	7:35～8:00		
さぎょうかいし 作 業 開 始	8:00 (7:40)		
きゅうけい 休 憩	9:50～10:00		
ちゅうしょく 昼 食	12:00～12:20 (11:20～11:40)	ちゅうしょく 昼 食	12:00～12:30 (11:30～12:00)
きゅうけい 休 憩	14:30～14:40		
さぎょうしゅうりょう 作 業 終 了	16:40 (16:20)		
にゅう しつ 入 室	16:40～16:50		
てん けん 点 検	16:50～17:00	てん けん 点 検	16:30～16:40
ゆう しょく 夕 食	17:00～17:30 (16:20～16:50)	ゆう しょく 夕 食	16:40～17:10 (16:00～16:30)
きょしつせいそう 居 室 清 掃	17:30～17:40	きょしつせいそう 居 室 清 掃	17:10～17:20
かりしゅうしん 仮 就 寝	18:00	かりしゅうしん 仮 就 寝	18:00
しゅう しん 就 寝	21:00	しゅう しん 就 寝	21:00

(注) 1 ( )内の時限は、居室内で作業を行う人の動作時限である。



- 2 <sup>うんどう じかん</sup> 運動時間は、<sup>げんそく</sup> 原則として平日の<sup>へいじつ</sup> 午前又は<sup>ごぜんまた</sup> 午後に<sup>ごご</sup> 実施することとしているが、<sup>じかん</sup> 時間帯については、<sup>しゅうぎょう ばしょ</sup> 就業場所ごとに<sup>じゅんじ へんこう</sup> 順次変更される。
- 3 <sup>きょうせいしどうび</sup> 矯正指導日については、<sup>べつとさだ</sup> 別途定める。
- 4 <sup>きゅうじつ</sup> 休日の<sup>ごご</sup> 午後1時から<sup>どうじ</sup> 同3時まで<sup>ごすいじかん</sup> は午睡時間とする。
- 5 その他、<sup>た</sup> 上記<sup>じょうきげんひょう</sup> 時限表は、<sup>いっばんてき</sup> 一般的な<sup>いちにち</sup> 一日の<sup>どうさじげん</sup> 動作時限を示したもので、<sup>しめ</sup> 工場及び<sup>こうじょうおよ</sup> 居室棟<sup>きょしつどう</sup> における<sup>どうさじげん</sup> 動作時限は、<sup>しゅつしつじゅん</sup> 出室順、<sup>うんどう</sup> 運動、<sup>にゅうよくどう</sup> 入浴等<sup>ひつよう</sup> のため<sup>ひつよう</sup> 必要がある場合や、<sup>ばあい</sup> 養護的<sup>ようごてきしよぐう</sup> 処遇<sup>う</sup> を受けている人等<sup>ひととう</sup> については、<sup>いちぶへんこう</sup> 一部変更される場合<sup>ばあい</sup> がある。

以下に、表 1 の時間帯において、あなたたちが何をしなければならないのか、どんな点に留意すればよいのかを簡単に説明します。後ほど、それぞれの場面で注意しなければならないことなどを更に詳しく説明しますが、ここでは、特に、平日における一日の生活の流れを理解してください。

## 1 起床

(1) 起床のチャイムが鳴るまでは、他人の睡眠の妨げにならないよう、目が覚めていても布団の中にいること。

なお、日の出後に目が覚め、読書をする場合、就寝している人に迷惑とならないよう心掛けること。

(2) 起床のチャイムが鳴ったならば、すぐに起きて、寝具を定められた位置にきちんと片付け、洗面と室内の掃除をすること。その後、すぐに点検の時間になるので、用事が済んだら、所定の位置に座って点検の合図を待つこと。

## 2 点検

点検は、あなたたちが指定された居室にいるか、健康状態に異常はないかを確認するために行うものなので、以下の要領で受けること。

(1) 点検は、原則として毎日、朝と夕の2回行うので、それぞれ、①「点検

待機」の放送で、服装を正して話をやめ、居室内の所定の位置に座り、

②「点検用意」という職員の号令で、点検準備をした上、職員の点検

を待つこと。また、点検の際には、正座又は安座で座ること。ただし、正

座も安座もできない場合には、できる姿勢で座ること。

(2) 職員が「点検」と号令を掛け、居室ごとに「番号」と号令を掛けたら、

番号を唱えること。朝は、単独で居室に収容されている人は、「1」と

唱え、他の人と一緒に居室に収容されている人は、「1、2、3、4」

というように順番に一連番号を唱え、夕はそれぞれが自分の称呼番号

とな  
を唱えること。

(3) 「点検なおれ」と職員が号令を掛けるまでは、静かに待っていること。

### 3 食事

(1) 食事は、定められた位置に座って食<sup>た</sup>べること。食事の際に同じ居室のひと<sup>ひと</sup>と会話<sup>かいわ</sup>をすることは差し支<sup>さ</sup>えないが、食<sup>た</sup>べ物が口<sup>くち</sup>に入<sup>はい</sup>った状態<sup>じょうたい</sup>で話<sup>はなし</sup>をすることは他人<sup>たにん</sup>に不快感<sup>ふかいかん</sup>を与えるおそれがあるので、注意<sup>ちゅうい</sup>すること。

(2) 自分の食事を他人に分け与えたり、他人の食事をもらったりしないこと。

(3) 食べ残した食事は、室内に残しておいたり、便所や洗面台に流したり、窓から外に捨てたりせず、必ず残飯として出すこと。

### 4 居室と工場等との往復、身体衣類の検査

(1) 居室から工場等へ向かう際、工場等から居室に戻る際には、衣類をきちんと着用し、二人以上の人と一緒に歩行する場合には、整列した状態で移動すること。職員が号令を掛けて整列行進を指示した場合には、これに従って行進すること。また、職員が整列行進を指示していない場合においても、移動する際には、走ったり、脇見をしたり、話をしたりせず、前後左右の人とぶつかったりしないように十分注意すること。

(2) 工場の更衣室において、更衣及び身体衣類の検査を行うので、更衣室では、話をせず、速やかに衣類を着脱し、職員の指示に従って検査を受けること。身体<sup>しんたい</sup>の検査<sup>けんさ</sup>を受ける際には、職員に自分の称<sup>しょう</sup>呼<sup>こ</sup>番<sup>ばん</sup>号<sup>ごう</sup>をはっきりと言うこと。

なお、身体衣類の検査は、居室と工場等との往復の際だけでなく、職員が必要と認める場合にはいつでも実施するので、その際には職員の指示に従って検査を受けること。

## 5 作業開始

始業の前には、工場ごとの状況に応じて、準備体操、始業点検などを行い、作業は、職員の号令又はチャイムによる「作業始め」の合図で開始するので、職員の指示に従って、真剣に取り組むこと。

## 6 休憩

休憩は、職員の合図により開始し、又は終了するので、職員から「作業やめ」の号令が掛かったら、すぐに作業をやめ、職員による人員点呼その他の点検を受けること。また、職員から「整列」の号令が掛かったら、所定の位置に整列し、人員点呼その他の点検を受けた後、作業を開始すること。

## 7 作業終了

職員の号令による「作業やめ」の合図ですぐに作業をやめ、周囲を片付けたり掃除をし、作業用具を所定の場所に収納するために職員の点検を受けること。

## 8 余暇時間

被收容者動作時限表に定めのない時間帯は余暇時間であり、原則として居室内で、自由な時間を過ごすことができるが、大声や騒音を出したり、たとえ悪意がなかったとしてもふざけて他人に迷惑を掛けるようなことなく、行動すること。

## 9 仮就寝

仮就寝の開始は職員の号令又はチャイムとなり、これ以降は居室内で寝ている人がいるので、周囲の人に配慮した行動をすること。

なお、就寝の際は、寝具を所定の場所に敷くこと。

おって、仮就寝時間は、季節などにより変更することもあるので、承知しておくこと。

## 10 就寝

就寝時間前には、室内の照明が減灯され、テレビやラジオの放送も止まるので、所定の位置に寝具を敷いて、床に就くこと。

## 11 その他

(1) 一人の職員が多くの人に対応していることから、職員の指示にあなたちがその場で異議を唱えることを認めると、施設の運営に支障をきたす可能性があるため、職員の指示には素直に従うこと。もちろん、あなたたちは、職員の指示が不当であると感じたならば、後刻、定められた方法により、不服や苦情を申し立てることができるので、承知しておくこと。

(2) 刑務所の中では、たとえお互いに同意の上であったとしても、他の人と物品のやり取りはしないこと。また、刑務所の中では物品をきちんと管理する必要があるので、自分の物であっても勝手に加工したり、壊したり、捨てたりしないこと。

だい 第4 室内の心得

居室は、あなたが睡眠や休息を取ったり、余暇時間の大半を過ごす場所です。あなたたちには、この刑務所にいる間、自分が生活する居室が割り当てられます。居室には、同時に複数の人が使用することを前提に作られた共同室と、一人の人が使用することを前提に作られた単独室とがあります。居室の割り当てについて、いろいろと希望があるかもしれませんが、建物設備に限りがある以上、希望どおりの居室があなたたちに割り当てられるとは限りません。施設の状況により、単独室を二人の人で使用してもらうこともあるかもしれません。また、居室の割り当ては、突然変更されることもありますので承知しておいてください。

居室のある建物（居室棟）では、大勢の人が生活しており、音や振動などを立てると、他の人に不快感を与える場合があります。そのような日常生活におけるトラブルを防止するとともに、職員が被収容者全員の安全で平穏な生活を確保するため、あなたたちが居室で生活する際に留意してもらいたいことを、以下に説明します。

- 1 室内は、きれいに掃除し、紙くず、ちりなどは、備付けのくずかごに入れること。他の人と一緒に居室に収容されている場合には、掃除、食事の用意、食後の片付けなどは、皆で協力して行うように心掛けること。居室に備え付けられた備品類、給貸与された物品、私物等は、丁寧に取り扱い、居室内は、きちんと整理整頓すること。また、備品類のリストが居室の壁面に貼ってあるので、居室を割り当てられた際に、足りないものがないか確認すること。備品類が足りなかったり、壊れている場合は、そのままにせず、職員に申し出ること。
- 2 居室内の整頓要領等の詳細については、別添写真のとおりとするが、その他以下の事項に留意すること。

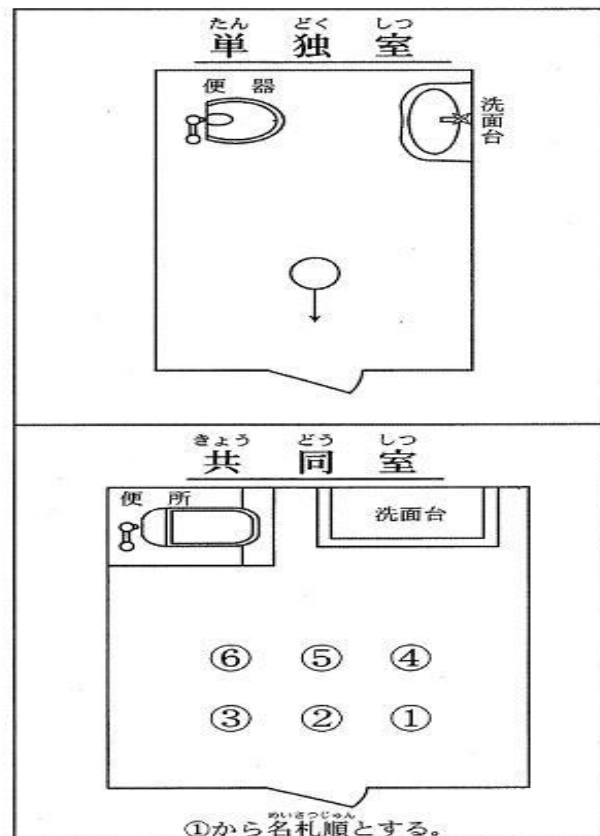
- (1) 点検てんけんのときは、机つくえを居室きょしつの脇わきに片付かたづけること（出室しゅつしつ待ち、入室にゅうしつのときも同じ。）。
- (2) テレビは、共同室きょうどうしつでは指定していされた位置いちで、単独室たんどくしつでは居室きょしつ内中央ないちゅう付近おうふきんの位置いちで観賞かんしょうすること。
- (3) 出室しゅつしつのときには、机つくえを居室きょしつの脇わきに置おき、その上うへにパン皿ざら、ポット、やかんなどを置おくこと。
- (4) 敷き布団しふとんは三つ折みおり、掛け布団かふとんは四つ折よおり、毛布もうふ、敷布しきふは八つ折やおりにして置おくこと。
- (5) その他居室棟たきよしつどうの構造上こうぞうじょうの差異等さいとうにより、居室内きょしつないの整頓要領等せいとんようりょうとうが若干異なる場合じゃっかんことなどについては、職員ばあいが別途指示しよくいんするので、その指示べつとしじに従しじうこと。  
したが
- 3 水道すいどうは、掃除そうじ、食器洗しょっきあらい、洗面せんめんや手洗てあらいなどのために設置せっちしているので、常に節水つねに努め、窓せつすいの外つとに水まどをまいたり、水そとで物みずを冷やしたり、水みずを流ながしつ放ばなしにしたりしないこと。居室内きょしつないでは、許可きよかなく、頭あたまや体からだを洗あらったり、洗濯せんたくをしたりしないこと。また、職員しよくいんが認めみとた場合ばあいを除のぞき、タオルを水みずでぬらして身体からだや顔かおを拭ふくこともしないこと。入浴にゅうよくや洗濯せんたくについては、後のちに説明せつめいする。
- 4 便所べんじょや洗面所せんめんじょの配水管はいすいかんは詰まりやすいので、異物いぶつを流ながしたり、ちり紙しい以外がいの紙かみを便所べんじょで使つかったりしないこと。
- 5 職員しよくいんに願箋がんせんの交付こうふなど何かを願なにい出る必要ねががある場合でには、無言ひつようで報知器ばあいを降むごんろし、職員ほうが対応ちきするまで待おっていること。あなたたちからの用件ようけんを聞きくため職員しよくいんが対応おうたいした際さいには、人定確認じんていかくにんをするので、称呼番号しょうこばんごう、氏名しめいを述べた上の、申出うえをするもうしでこと。一人ひとりの職員しよくいんがおおおく人ひとを相手あいてにしているで、すぐしよくいんに職員こが来こないからといって、大声おおこえを出すなどして職員しよくいんを呼よんだりしないこと。ただし、火災かさいや同室者どうしつしゃの急病きゅうびょうなど、一刻いつこくを争あらそう緊急きんきゅう

ようけん ばあい におおごえ しょくいん よ  
の用件の場合には、大声で職員を呼ぶこと。

6 居室の中であっても、服装はきちんと着用し、許可なく、裸になったり、タオルを首に掛けたりするなどの不体裁な格好をしないようにすること。また、職員があなたたちの氏名を確認しやすいように名札を所定の位置に必ず付けること。

7 点検を受けるときは、次の図1の位置で、入り口に向かって座ること。また、共同室では、名札順に座ること。

ず  
図1



8 居室内では、就寝時に寝具を敷く位置、日中に寝具を畳んで置く位置、机を置く位置、座る位置などが決められているので、遵守すること。これは、あなたたちが間違いなく居室内にいるかどうかを職員が短時間に確認できるようにするために必要なことであり、ひいてはあなたたちの安全を確保するために必要な対応でもあるので、協力すること。特に用事も



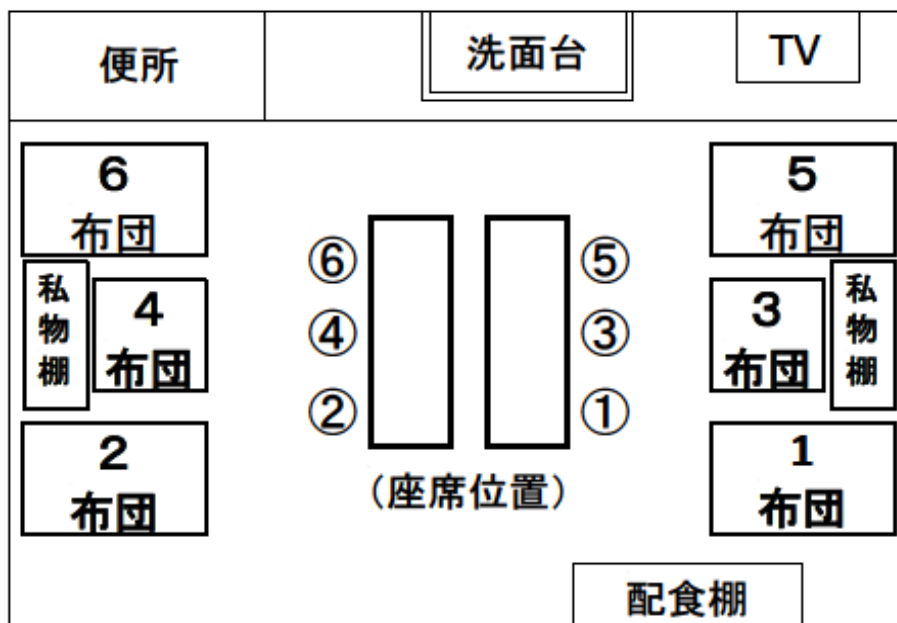
ないのに立<sup>た</sup>ったままでいたり、廊下側<sup>ろうかがわ</sup>の壁<sup>かべ</sup>に寄り掛<sup>よ</sup>かって座<sup>か</sup>ることは、職<sup>すわ</sup>員の視察<sup>しよく</sup>の妨<sup>いん</sup>げになるので、行<sup>しきつ</sup>わないこと。また、無用<sup>さまた</sup>なトラブル<sup>おこな</sup>を回避<sup>むよう</sup>するため、廊下<sup>ろうか</sup>の状<sup>じょうきよう</sup>況<sup>きよしつ</sup>をうかがったり、居室<sup>きよしつ</sup>の外<sup>そと</sup>を歩<sup>ある</sup>いている人<sup>ひと</sup>を注視<sup>ちゆうし</sup>したりしないこと。

なお、在室中<sup>ざいしつちゆう</sup>の座席位置<sup>ざせきいち</sup>は、次<sup>つぎ</sup>の図<sup>ず</sup>2及び図<sup>およ</sup>3のとおりとする。

(1) 共同室<sup>きようどうしつ</sup>では、図<sup>ず</sup>2のとおり、原則<sup>げんそく</sup>として名札順<sup>めいさつじゆん</sup>（点検<sup>てんけん</sup>を受ける順<sup>う</sup>）

に食卓<sup>しょくたく</sup>に向<sup>む</sup>かって座<sup>すわ</sup>ること。囲碁<sup>いご</sup>、将棋<sup>しょうぎ</sup>をする場合<sup>ばあい</sup>には、廊下側<sup>ろうかがわ</sup>の机<sup>きじよう</sup>上<sup>う</sup>で行<sup>おこな</sup>い、観覧者<sup>かんらんしゃ</sup>は居室<sup>きよしつ</sup>の扉<sup>とびら</sup>に背<sup>せ</sup>を向<sup>む</sup>ける位置<sup>いち</sup>に座<sup>すわ</sup>らないこと。

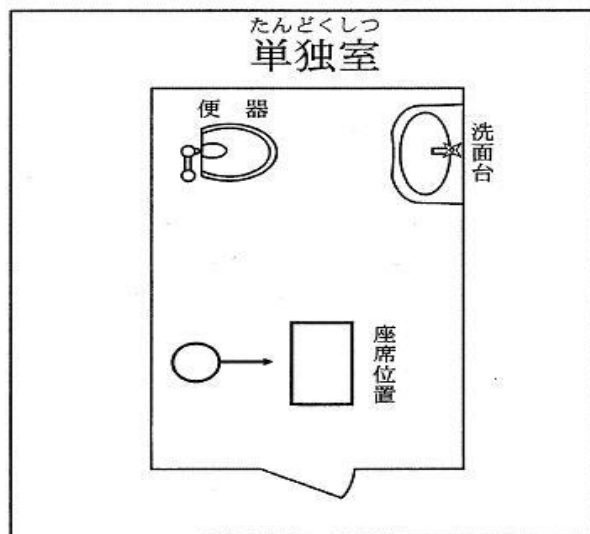
図<sup>ず</sup>2 共同室<sup>きようどうしつ</sup>の座席<sup>ざせき</sup>及び布団<sup>ふとん</sup>の整頓<sup>せいとん</sup>位置<sup>いち</sup>



(2) 昼夜単独室<sup>ちゆうやたんどくしつ</sup>では、原則<sup>げんそく</sup>として図<sup>ず</sup>3のとおり、西側<sup>にしがわ</sup>に正対<sup>せいたい</sup>し、机<sup>つくえ</sup>に向<sup>む</sup>か

って座<sup>すわ</sup>ること。作業<sup>さぎよう</sup>を行<sup>おこな</sup>う場合<sup>ばあい</sup>も、原則<sup>げんそく</sup>として、同様<sup>どうよう</sup>の位置<sup>いち</sup>に座<sup>すわ</sup>って行<sup>おこな</sup>うこと（図<sup>ず</sup>3は、東<sup>ひがし</sup>4棟<sup>とう</sup>・5棟<sup>とう</sup>、西<sup>にし</sup>4棟<sup>とう</sup>1階<sup>かい</sup>の例<sup>れい</sup>）。

ず ちゅうやたんどくしつ ざせき い ち  
 図3 昼夜単独室の座席位置



(3) 閉居罰を受けている人は、原則として点検を受ける位置で入り口に向  
 かって座ること。一時的に足や腰が痛くなった際に、背伸びをしたり、足  
 を伸ばしたりすることまで禁止するものではないが、居室内をうろうろと  
 歩き回ったりしないこと。内省を深め、過去の行状を反省するように  
 すること。

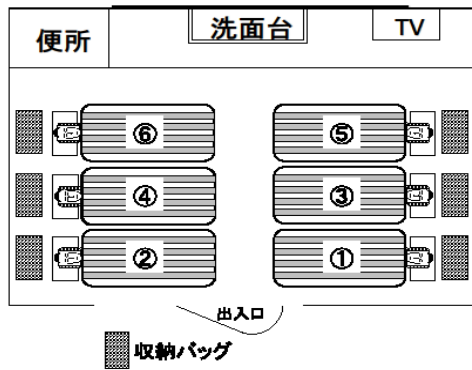
9 室内で使用を許可された衣類や日用品、書籍などは、同室者との間でも  
 貸したり与えたりしないこと。使えなくなったタオル、歯ブラシ、その他日  
 用品は、勝手に処分せず職員に申し出てから交換すること。廃棄したいと  
 きはその手続をとること。

10 居室や廊下に設置されているスピーカー、電灯、スイッチ、居室の名札  
 などには、みだりに触れないこと。

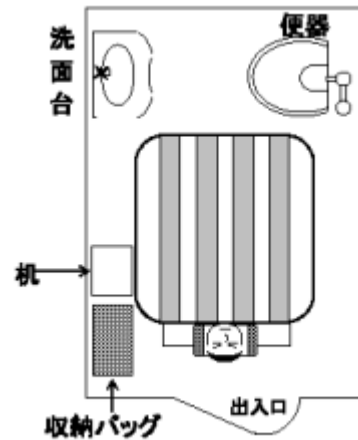
11 就寝時又は許可された場合を除いて、勝手に布団、毛布などの寝具を  
 使用しないこと。

12 就寝の位置及び順番は、図4のとおりとする。勝手に変更しないこと。

ず  
図4 (1) 共同室就寝位置



たんどくしつしゅうしん い ち  
(2) 単独室就寝位置



- ちゆう  
(注) 1 共同室で布団を並べる順番は、名札の順番とする。  
2 単独室で布団を敷く位置は、入り口扉から30センチメートル以上離れた位置とする。  
3 就寝方向は図4のとおりとするが、テレビを視聴する場合は、頭部を反対側に向けて寝ることを認める。

13 就寝中は、次の事柄を守ること。

- (1) 定められた位置に就寝すること。  
(2) 衣類、本、娯楽用具などは、就寝時刻の前に定められた位置に整頓しておき、減灯後の就寝時間中は、本を読んだり、話をしたり、みだりに起きて立ち歩かないこと。  
(3) 布団や毛布で顔を覆って寝ないこと。  
(4) 勝手に毛布を敷布代わりにしたり、毛布や敷布を腹に巻いて寝たりしないこと。  
(5) 暑くても裸で寝るようなことはせず、許可された場合を除き、パジャマを着用すること。  
(6) 他人の布団に手足を入れたり、一緒に寝たりしないこと。

14 <sup>まど</sup>窓に<sup>いるい</sup>衣類、<sup>ぞうきん</sup>タオル、<sup>ほ</sup>雑巾などを<sup>か</sup>干したり<sup>か</sup>掛けたり、<sup>まどぎわ</sup>窓際に<sup>もの</sup>物を<sup>お</sup>置いたりしないこと。

15 <sup>こうだん</sup>交談を<sup>ゆる</sup>許される<sup>じかん</sup>時間でも、<sup>たにん</sup>他人の<sup>べんがく</sup>勉強、<sup>どくしょ</sup>読書、<sup>しちょう</sup>テレビ・ラジオ視聴などの<sup>じゃま</sup>邪魔になるような<sup>おおごえ</sup>大声で<sup>はなし</sup>話をしたり、<sup>そうおん</sup>騒音を<sup>た</sup>立てたりしないこと。

だい 第5 けいしつこうかいし じちようさ しどう  
刑執行開始時調査と指導

しんにゆうじ か こ ふ かえ しょうらい ただ ころがま けいかく た  
新入時は、過去を振り返り、将来への正しい心構えと計画を立てるの  
もつと よ きかい じぶん み つと  
に最も良い機会ですから、自分をしっかり見つめるよう努めてください。  
また、この時期に、身体検査や各自の身上についての細かな調査が行わ  
れますが、これは、あなたたちの所内生活及びその後の社会復帰に必要な  
しどう しえん もくてき おこな  
指導、支援を目的として行われるものです。以下に刑執行開始時調査と  
しどう なが ちゅういじこう せつめい よ りゅうい  
指導について、その流れと注意事項を説明するので、よく読んで留意してく  
ださい。

1 にゆうしょ たんどくしつ しゅうよう けいしつこうかいし じちようさ おこな  
入所すると、まず単独室に収容され、そこで刑執行開始時調査が行  
われ、その後、原則として訓練工場において2週間の刑執行開始時の  
しどう う けいしつこうかいし じちようさ しょくいん めんせつ  
指導を受けることとなる。刑執行開始時調査では、職員が面接をしてあな  
たたちの一身上の事項や引受けの状況について、詳しく質問するので、  
あなたたちも心配事があれば遠慮なく申し述べること。これは、あなたたち  
の所内生活に関する方針を決めたり、釈放後の再犯防止につなげたりする  
ための大切な調査なので、真面目に応じること。

2 けいしつこうかいし じちようさ およ けいしつこうかいし じ しどう きかん いってい さぎょう つう  
刑執行開始時調査及び刑執行開始時の指導の期間は、一定の作業を通  
じて作業の適性や意欲を調べるとともに、工場へ出てから健康で規則正  
しい生活を送れるよう、生活指導や集団行動訓練などを行うので、  
まじめ とく  
真面目に取り組むこと。

3 けいしつこうかいし じ しどう きかん しょくいん がいぶきょうりよくしゃ しょうないせいかつ  
刑執行開始時の指導の期間には、職員や外部協力者から、所内生活  
の心得や、在所中における必要な事項、更生のため心掛けなければなら  
ないことなどについて講話があるので、よく理解し、社会復帰に備えて、悔  
いのない落ち着いた所内生活に励む心構えを作るようにすること。

4 けいしつこうかいし じちようさ およ けいしつこうかいし じ しどう お しょうごうしん さかい  
刑執行開始時調査及び刑執行開始時の指導が終わるまでに処遇審査会  
ひら ちようさ さぎょう しどう じ ようす さんこう さぎょう  
が開かれるが、これは、調査や作業・指導時の様子を参考にして、作業や

居室の指定、その他、釈放後の生活設計まで含めたあなたたちの適切な  
処遇方針を決めるために開かれるものである。このようなあなたたちの  
処遇方針のことを「処遇要領」と呼び、「処遇要領」を決める上では、  
あなたたちの希望も参考にするが、処遇上、作業上、保安上の必要性等  
から、希望どおりになるとは限らないことに加え、処遇要領によって、あ  
なたが取り組む作業や教育、指導等が指定されるので、その指定に従っ  
て所内生活を送るよう努めること。

- 5 この手引には国民年金制度の概要が書いてあり、刑執行開始時の指導で  
も概要を説明するが、釈放後の生活に必要なものなので、必ず目を通  
しておくこと。

## だい 第6 制限の緩和

しょうないせいかつ かん おお し く ひと せいげん かんわ せいど  
所内生活に関する大きな仕組みの一つとして「制限の緩和」という制度  
があります。あなたたちがしょうないせいかつ おく うえ きりつおよ ちつじょ い じ  
生活を送る上で、規律及び秩序を維持する  
ため、あなたたちのせいかつ こうどう さまざま ば めん せいげん  
生活や行動は様々な場面で制限されますが、この制度  
は、そういったせいげん すこ ゆる  
制限を、少しずつ緩やかなものにしていくというものです。  
とうしょ  
当所においても、あなたたちのかいぜんこうせい いよく しゃかいせいかつ てきおう のうりよく  
改善更生の意欲、社会生活に適應する能力  
とう しん さ せいげんくぶん してい  
等を審査し、制限区分を指定します。

せいげんくぶん  
制限区分によって、あなたたちがせいかつ きよしつ きょうせいしよぐうとう う  
生活する居室や矯正処遇等を受ける  
ばしょ にちじょうせいかつ せいげん こと  
場所、日常生活における制限などが異なったものになります。

### 1 せいげんくぶん せいいかつ こうどう たい せいげん かんけい 制限区分と生活や行動に対する制限との関係

せいげんくぶん だい しゅ だい しゅ だんかい だい しゅ ひと  
制限区分は、第1種から第4種までの4段階があります。第4種の方は、  
せいかつ こうどう せいげん おお せいげんくぶん だい しゅ だい しゅ じょうい  
生活や行動の制限が多く、制限区分が第3種、第2種と上位になるにつれ  
て、しだい せいげん ゆる  
次第に制限が緩やかになります。かくせいげんくぶん ちが  
各制限区分ごとの違いは、おおむね  
ひょう  
表2のとおりです。

ひょう せいげんくぶん せいかつ こうどう たい せいげん かんけい  
表 2 制限区分と生活や行動に対する制限との関係

	だい しゅ 第1種	だい しゅ 第2種	だい しゅ 第3種	だい しゅ 第4種
きよしつ 居室	じゅんかいほうてき 準開放的 きよしつ 居室	いっばんきよしつ 一般居室	いっばんきよしつ 一般居室	いっばんきよしつ 一般居室
きょうせいしよぐうとう じっし 矯正処遇等の実施 ばしよ 場所	しゅ こう 主として工 じょう きょうしつとう 場、教室等	しゅ こう 主として工 じょう きょうしつとう 場、教室等	しゅ こう 主として工 じょう きょうしつとう 場、教室等	げんそく 原則として きよしつとうない 居室棟内
じ こけいやくさぎょう 自己契約作業	げんそくきよか 原則許可	こべつしんさ 個別審査	こべつしんさ 個別審査	こべつしんさ 個別審査
ききよどうさ じかんたい 起居動作の時間帯	しゅうしんじこく 就寝時刻を へんこう 変更するなど へんこうか 変更可	げんそく 原則どおり	げんそく 原則どおり	げんそく 原則どおり
いたいそうけん 衣体捜検	とく ひつよう 特に必要な ばあい 場合のみ	げんそく 原則どおり	げんそく 原則どおり	げんそく 原則どおり

## 2 せいげんくぶん してい へんこう 制限区分の指定と変更

せいげんくぶん けいしつこうかいし じ しどうしゅうりょうご かいぜんこうせい  
制限区分は、刑執行開始時の指導終了後に、あなたたちの改善更生の  
いよく しゃかいせいかつ てきおう のうりょくとう しんさ けつてい けいしつこうかいし  
意欲、社会生活に適応する能力等を審査して決定されます。刑執行開始  
じ しどう お つうじょう だい しゅ してい かいぜんこうせい  
時の指導を終えると、通常は第3種に指定されます。ただし、改善更生の  
いよく いちじる ひく しゅうだんしよぐう こんなん せいかつたいど ふりよう とう  
意欲が著しく低い、集団処遇が困難である、生活態度が不良である等  
しよてい きじゅん がいとう みと ばあい だい しゅ してい  
所定の基準に該当すると認められた場合には、第4種に指定されます。ま  
にゅうしよとうしよ しよくいん しどう したが ばあい ただ だい しゅ  
た、入所当初から職員の指導に従わない場合などには、直ちに第4種に  
してい  
指定することがあります。

ご とうしよ きょうせいしよぐう とりくみじょうきょう せいかつ  
その後は、あなたたちの当所における矯正処遇への取組状況や生活  
じょうきょうとう しんさ せいげんくぶん へんこう みと ばあい  
状況等を審査し、制限区分を変更すべきであると認められる場合にこれ  
へんこう せいげんくぶん じょうい してい  
を変更することになります。制限区分が上位に指定されるということは、



それだけあなたたちが自発的、自律的に行動できると信頼されていること  
を意味します。制限区分が上位に指定された人は、その信頼に応えるよう  
自らを厳しく律するように努めなくてはなりません。また、反則行為をし  
た場合などには、制限区分が下位に指定されることがあります。  
制限区分を指定したり、変更したりする場合には、その旨をあなたたちに  
告知します。あなたたちがどの制限区分に属しているかが分かるように、  
名札に表示しています。

## だい 第7 ゆうぐう そ ち 優遇措置

しょうないせいかつ かん ひと おお せいど ひと ゆうぐう そ ち  
所内生活に関するもう一つの大きな制度の一つとして「優遇措置」があ  
ります。この制度は、まじめ しょうないせいかつ おく ひと よ たいぐう  
真面目に所内生活を送っている人により良い待遇を  
あた かいぜんこうせい む いよく つよ もくてき  
与えることで、改善更生に向けた意欲をより強くしてもらうことを目的と  
するものです。

とうしょ ひごろ じゅけいたいど ひょうか  
当所において、あなたたちの日頃の受刑態度を評価し、あなたたちにふ  
さわしい ゆうぐうくぶん げつ してい ゆうぐうくぶん こと  
優しい優遇区分を6か月ごとに指定します。優遇区分が異なることによ  
り、げんそく ご げつかん しょう いったい さい しょう  
原則としてその後の6か月間の処遇に一定の差異が生じることになり  
ます。

### 1 ゆうぐうくぶん ゆうぐう そ ち 優遇区分ごとの優遇措置

ゆうぐうくぶん だい るい だい るい だんかい だい るい ひと  
優遇区分は、第1類から第5類までの5段階があります。第5類の人は、  
ゆうぐう そ ち こう ゆうぐうくぶん だい るい だい るい だい るい じょうい  
優遇措置は講じられず、優遇区分が第4類、第3類、第2類と上位になる  
につれて次第に優遇措置が増え、だい るい ひと おお ゆうぐう そ ち こう  
第1類の人は、多くの優遇措置が講じら  
れます。ゆうぐうくぶん ゆうぐう そ ち ないよう ひょう  
優遇区分ごとの優遇措置の内容は、表3のとおりです。

ひょう 表 3 優遇区分ごとの優遇措置の内容

		だい るい 第1類	だい るい 第2類	だい るい 第3類	だい るい 第4類	だい るい 第5類
しつないそうしょくひんとう 室内装飾品等の たいよとう 貸与等		おこな つき 行 う (月に かいじょう 1回以上)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
優遇措置としての 自弁使用等	いるい しつない 衣類、室内 そうしょくひんおよ 装飾品及 にちようひんとう び日用品等	○	○	○	(なし)	(なし)
	しこうひん 嗜好品	○ つき かい (月2回)	○ つき かい (月2回)	○ つき かい (月1回)	(なし)	(なし)
	しょくりようひんおよ 食料品及 いんりよう び飲料	○	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
めんかい かいすう 面会の回数		つき かい (月7回)	つき かい (月5回)	つき かい (月3回)	つき かい (月2回)	つき かい (月2回)
めんかいじかん 面会時間		つうじょう 通常の2 ばい えんちよう 倍に延長	つうじょう (通常)	つうじょう (通常)	つうじょう (通常)	つうじょう (通常)
はっしんかいすう 発信回数		つき つう (月10通)	つき つう (月7通)	つき つう (月5通)	つき つう (月5通)	つき つう (月4通)
しゅうかい 集会		しゅう かい 週1回	つき かい 月2回	つき かい 月1回	(なし)	(なし)

- (注) 1 第1類の室内装飾品等の貸与等は、月ごとに内容が異なることがある。
- 2 第1類の食料品及び飲料の自弁による摂取については、第1類の受刑者の集会(あらかじめ指定した集会に限る。)を実施する際の昼食の自弁に限る。
- 3 ○について、自弁使用等できる物品の数や種類等には一定の制限がある。
- 4 優遇措置によりこれまで使用を許可されていた物品であっても、下位の優遇区分に変更となった場合には、それ以降の使用を許さないことがある。

## 2 優遇区分の指定

優遇区分は、あなたたちの受刑態度を評価して決定されます。受刑態度を評価する期間は、毎年4月から9月までと10月から翌年3月までの6か月ごとと決まっています。この6か月間の受刑態度により、次の6か月間に講じられる優遇区分が決まります。あなたたちがどの優遇区分に指定されたかは、評価期間が終了してから10日以内、すなわち、毎年10月10日又は4月10日までに告知することとなります。あなたたちがどの優遇区分の指定を受けているかが分かるように、被収容者が身に付ける名札の枠の色を優遇区分に応じて変えています。

受刑態度の評価は、あなたたちの日常生活における態度はもちろんのこと、作業、改善指導及び教科指導といった矯正処遇に取り組む姿勢などを総合的に勘案して行います。人間であれば、誰でも失敗をしますから、何か過ちを犯したことで評価が落ちることもあるかもしれませんが、そこで自暴自棄になってしまうのか、気を取り直してもう一度頑張ろうとするかは大きな違いです。優遇措置は、いつでもやり直しはきくという気持ちになってもらえるよう、基本的に6か月ごとにあなたたちの受刑態度を評価します。

なお、刑の執行を開始してからの6か月間は、優遇措置は講じられません。また、懲罰を受けた場合には、優遇区分が臨時に変更される場合があります。

### (1) 刑の執行を開始した直後の暫定的な優遇措置

優遇措置は、4月から9月まで（上半期）又は10月から翌年3月（下半期）までの6か月間にわたり、あなたたちの受刑態度を評価した上で講じられます。基本的には、この6か月間を通じて受刑しなければ優遇措置は講じられません。

また、刑の執行を開始してから6か月（月の途中で刑が確定した場合には、その翌月）を経過した場合には、上半期又は下半期の途中であっても、上半期又は下半期の区切りが到来して正規の優遇措置が始まるまでの間は、暫定的に第3類の優遇措置を講じることとされています。ただし、それまでの間に懲罰を受けた場合には、第5類に指定されます。また、懲罰を受けていない場合であっても、心身の状態を考慮して懲罰にならなかつたり、休養により作業を行っていない日を合算した日数が60日を超えている場合には、第4類に指定されます。この暫定的な第3類又は第4類の優遇措置は、何らかの懲罰を受けた場合には、直ちに第5類の優遇措置に指定変更されます。

(2) 正規の優遇措置を講じられている人が懲罰を受けた場合には、その時点で受刑態度を再評価し、優遇区分を変更する場合があります。そのような変更をするか否かは、あなたたちの受刑態度やその反則行為の性質等を総合的に判断して決定します。

6か月間の途中で優遇区分を指定変更した場合には、それ以降は変更された優遇区分の優遇措置が講じられることとなりますが、次の6か月間の優遇措置を指定するに当たっては、その懲罰を受けたことについては考慮せずに評価することとなります。

なお、懲罰を受けたことにより優遇区分がどの程度変更されるのか、懲罰を受けたことを評価に含むか否かで優遇区分の指定がどうなるかについては、個々の事案ごとに異なります。

だい 第8 さぎょう 作業

1 しゅうぎょう ぎ む 就 業 の 義 務

ちやうえきけい しょうてい さぎょう さだ しごと おこな ほうりつ さだ  
懲 役 刑 は、 所 定 の 作 業 ( 定 め ら れ た 仕 事 ) を 行 う と 法 律 で 定 め ら れ て  
い ます。 し た が っ て、 し て い さぎょう  
指 定 さ れ た 作 業 が た と え あ な た た ち の 希 望 と 一 致 し な  
く て も、 せいとう りゆう さぎょう きよひ  
正 当 な 理 由 な く 作 業 を 拒 否 す る こ と は で き ま せ ん。 きん こけい およ  
禁 錮 刑 及 び  
こうりゅうけい さぎょう おこな ぎ む どうしょ き さぎょう  
拘 留 刑 に つ い て は、 作 業 を 行 う 義 務 は あ り ま せ ん が、 当 所 が 決 め た 作 業  
おこな きぼう ばあい さぎょう おこな  
を 行 う こ と を 希 望 す る 場 合 に は、 作 業 を 行 う こ と が で き ます。 い っ た ん  
さぎょう おこな きぼう ばあい かつて ゆる  
作 業 を 行 う こ と を 希 望 し た 場 合 に は、 勝 手 に や め る こ と は 許 さ れ ま せ ん。  
ただ し、 しゅうかん いじょうまえ もう で ばあい さぎょう  
た だ し、 2 週 間 以 上 前 に あ ら か じ め 申 し 出 た 場 合 に は、 作 業 を や め る こ  
と が で き ます。 さぎょう おこな きりつ せいかつ いじ きんろう  
作 業 を 行 う こ と に よ り、 規 律 あ る 生 活 の 維 持 が で き、 勤 労  
いよく ようせい しょくぎょうてきぎ のうおよ ちしき しゅうとく はか まえむ  
意 欲 の 養 成、 職 業 的 技 能 及 び 知 識 の 習 得 な ど が 図 ら れ る の で、 前 向 き に  
と く つと  
取 り 組 む よ う 努 め て く だ さ い。

2 さぎょうじかんおよ さぎょう おこな ひ 作 業 時 間 及 び 作 業 を 行 わ な い 日

(1) さぎょう おこな ひ 作 業 を 行 わ な い 日

か き しめ ひ げんそく さぎょう おこな  
下 記 の ア か ら ウ ま で に 示 し た 日 は、 原 則 と し て 作 業 を 行 い ま せ ん。 た  
だ し、 すいじょう さぎょう どうしょ ひつよう みと さぎょう  
炊 場 で の 作 業 な ど 当 所 に お い て 必 要 と 認 め る 作 業 に つ い て は、 こ  
れ ら の 日 に 作 業 を 行 わ せ る こ と が あ り ます。 ほんらい さぎょう おこな  
本 来 で あ れ ば、 作 業 を 行  
ひ じかんいじょうさぎょう ばあい かぎ ご しゅうかん  
わ な い 日 に 6 時 間 以 上 作 業 を し た 場 合 に は、 で き る 限 り、 そ の 後 1 週 間  
い ない へいじつ さぎょう おこな ひ ふ か  
以 内 の 平 日 に 作 業 を 行 わ な い 日 と し て 振 り 替 え ます。

ぎょうせいきかん きゅうじつ にちようびおよ どうようび こくみん しゅくじつ かん ほうりつ  
ア 行 政 機 関 の 休 日 ( 日 曜 日 及 び 土 曜 日、 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律

きてい きゅうじつなら がつ にち よくとし がつ か ひ  
に 規 定 す る 休 日 並 び に 1 2 月 2 9 日 か ら 翌 年 1 月 3 日 ま で の 日 )

か き か かん さぎょう おこな ひ およ まいつき か かん  
イ 夏 季 に お け る 3 日 間 の 作 業 を 行 わ な い 日 及 び 毎 月 2 日 間 の

きょうせいしよぐうとう もつば さぎょういがい おこな ひ  
矯 正 処 遇 等 の う ち 専 ら 作 業 以 外 の も の を 行 う 日

はいぐうしゃまた しんとうない けつぞく しぼう し ふくも きぼう  
ウ 配 偶 者 又 は 2 親 等 内 の 血 族 が 死 亡 し た こ と を 知 り、 服 喪 を 希 望 す

ばあい ひ しゅうかんい ない し て い ひ  
る 場 合 に お い て、 そ の 日 か ら 1 週 間 以 内 の 指 定 す る 日

## (2) 作業時間

作業時間は、原則として1日8時間を超えない範囲内と定められていますが、施設の事情によって延長又は短縮することがあります。

1日に6時間を超え8時間以下の作業を行う場合には20分間、8時間を超える作業を行う場合には30分間、作業の途中で休憩時間を設けます（休憩時間は連続した時間ではなく、分割して設けることもあります。）。

## 3 就業上の心得

作業を行うに当たっては、次の就業上の心得を遵守してください。

(1) 作業時間中は、作業に集中し、定められた自分の席を勝手に離れたり、交談や脇見をしないこと。作業の必要上、離席や交談をするときは、事前に挙手をし、職員の許可を受けた後に行うこと。

(2) トイレの使用は、就業前及び休憩時間に行うよう心掛けること。  
なお、トイレを使用する際は、所定の手続きをとり、水を流しっぱなしで使用したり、トイレ内では交談をしないこと。

(3) 製品、作業材料及び機械・器具は、大切に取り扱い、消耗品は、できるだけ節約するよう心掛けること。

(4) 機械・器具やその他の物品を破損又は紛失したときは、速やかに職員に申し出ること。

(5) 常に技術を磨き、良い製品を作るよう努力すること。

(6) 技術指導者の作業上の指導には、素直に従うこと。

(7) 指定された以外の作業を勝手に行ったり、指示された以外の物を作らないこと。

(8) 仕事の出来高の報告を求められたときは、正確に申告し、出来高の全部又は一部を他人に与えたり、あるいは他人からもらったりしないこと。

(9) 居室内で就業する人は、作業開始前に筆記用具を室外に出した後、作業材料を受け取り、作業終了時に作業材料及び製品を全て居室外に出してから、筆記用具を受け取ること。

(10) 火気や毒物・劇物を使用するときは、その取扱いに十分注意し、事故の防止に努めること。

(11) シンナーなどの有機溶剤は、体に害があるので絶対に吸引したりしないこと。

(12) 「就業者作業安全衛生心得」を厳守し、作業事故を起こさないよう注意すること。

なお、万が一負傷したときは、たとえ小さな負傷であっても直ちに職員に申し出ること。

#### 4 作業等工

(1) 就業者は、次の表4のとおり、10等工から1等工までの10段階のいずれかの等工に格付けされます。職種が異なる複数の作業を行っている場合には、主たる作業の職種について等工の格付けをします。

(2) 新たに就業する人及び他の職種から転業した人の等級は、原則として10等工となります。そして、おおむね次の表4に示す標準昇等期間を経過した後、作業成績(作業の能率、製品の品質、努力の程度、安全の態度、物品の取扱いなど)及び就業態度を審査し、いずれも良好であると認められたときは、一つ上位の等級に昇等します。当所で実施する作業は、A作業、B作業、C作業の3種類に区分され、それぞれ区分に応じ、A作業は1等工まで、B作業は3等工まで、C作業は5等工まで昇等することができます。

なお、作業成績の良・不良によっては、上記基準によらないで特別に昇等又は降等させることもあります。



ひょう 4 ひょうじゅんしょうとう き かん  
表 4 標準昇等期間

	とうこう 10等工	とうこう 9等工	とうこう 8等工	とうこう 7等工	とうこう 6等工	とうこう 5等工	とうこう 4等工	とうこう 3等工	とうこう 2等工	とうこう 1等工
さぎょう A作業	1か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	じょうげん 上限
さぎょう B作業	1か月	2か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	じょうげん 上限	—	—
さぎょう C作業	3か月	3か月	5か月	6か月	7か月	じょうげん 上限	—	—	—	—

(注) 1 3等工以上に昇等するためには、作業成績及び就業態度が良好なだけでなく、その作業に要する知識及び技能の程度がどのくらい高いかも審査する。

2 当所におけるA作業、B作業、C作業の区分は、次のとおりである。複数の区分にまたがる作業をしている場合には、主たる作業による。

#### さぎょう A作業

① 職業訓練（養護を除く。）又は外部通勤作業

② 炊場又は営繕工場などの経理作業

③ 上記以外の作業における特定の機械作業指定者、工場衛生係、指導補助及びこれに準ずる者（養護を除く。）。

#### さぎょう B作業

A作業及びC作業以外の作業

#### さぎょう C作業

① 居室内における作業

② 養護工場における作業

③ 訓練工場における作業

### 5 さぎょうほうしょうきん 作業報奨金

(1) 作業を行った場合は、毎月、作業報奨金が計算されます。作業

報奨金は、作業等工別の基準額（就業時間1時間当たりの金額）に

1か月間の就業時間数を乗じたものを基本月額とし、作業成績や

就業態度による加算又は減算をして計算されます。また、構外作業、

きけんさぎょう とくしゅさぎょう じかんがいさぎょう つ ばあい べつとかさん  
危険作業、特殊作業、時間外作業などに就いた場合は、別途加算されま  
す。

(2) 作業報奨金は、領置金と異なり、あなたたちの所有金ではありません。

しゅうようけいぞくちゅう けいさんがく そんざい げんそく  
収容継続中は、あくまでも計算額として存在するだけで、原則として  
しゃくほうじ しきゅう しゃくほうご こうせいしきん いちぶ しきゅう  
釈放時に支給されます。これは、釈放後の更生資金の一部として支給す  
るためです。ただし、しょないせいかつ ひつよう にちようひん こうにゅう しんぞく せいけい  
所内生活に必要な日用品などの購入、親族の生計  
えんじょ はんざいひがいしゃ たい そんがいばいしょう じゅうとう かりょう ばっきんまた そしょう  
の援助、犯罪被害者に対する損害賠償への充当、科料、罰金又は訴訟  
ひよう しはら たそうとう みと ざいしちゅう けいさんがく  
費用の支払いその他相当と認められるときには、在所中にも計算額の  
はんいない そうとうがく しょう ゆる  
範囲内で相当額の使用を許されることがあります。

はんそくこうい こいまた じゅうだい かしつ きぐ せいひん ざいりょう  
なお、反則行為(故意又は重大な過失によって器具や製品、材料など  
そんがい あた ばあい ふく おこな ちようばつ けいさん  
に損害を与える場合も含まれます。)を行ったときの懲罰として、計算  
がく いちぶ ぶん いない さくげん  
額の一部(3分の1以内)を削減することもあります。

## 6 作業安全衛生

(1) 当所では、あなたたちが就業中に負傷したりしないよう、工場に  
とうしょ しゅうぎょうちゅう ふしょう こうじょう  
配置する前や転業した際には、必ず安全衛生教育を行い、また、定期、  
はいち まえ てんぎょう さい かなら あんぜんえいせいきょういく おこな ていき  
不定期に安全衛生点検を実施し、機械には安全装置を設けるなどの対策  
ふていき あんぜんえいせいてんけん じっし きかい あんぜんそうち もう たいさく  
を行っています。しかし、安全衛生作業の基本は、就業者一人一人の  
おこな あんぜんえいせいさぎょう きほん しゅうぎょうしゃひとりひとり  
心掛けにあるので、「就業者作業安全衛生心得」や安全衛生教育で  
こころが しゅうぎょうしゃ さぎょうあんぜんえいせいこころえ あんぜんえいせいきょういく  
教えられたことを守り、安全な作業動作を身に付けるよう注意が必要  
おし まも あんぜん さぎょうどうさ み つ ちゅうい ひつよう  
です。

(2) 安全衛生作業に役立つような機械及び器具の改良、作業方法の改善  
あんぜんえいせいさぎょう やくだ きかいおよ きぐ かいりょう さぎょうほうほう かいぜん  
について、創意工夫があるときは、職員に積極的に申し出てください。  
そういくふう しよくいん せっきよくてき もう で  
ないよう しんさ さいよう ばあい さぎょうほうしょうきんけいさんがく とくべつ かさん  
内容を審査し、採用された場合には、作業報奨金計算額の特別加算を  
おこな  
行います。

(3) 作業上の無事故を一定期間続けたときは、その工場に対し、特別に

テレビ観賞の機会を設けます。

## 7 手当金

作業上のことで負傷したり、それによって病気になったり、死亡したり  
又は労働能力が損なわれたときは、その程度に応じて手当金が支給され  
ます。

なお、本人の故意又は重大な過失が原因のときは、手当金を減額したり  
支給しないこともあります。

## 8 職業訓練

当所で計画的に行っている職業訓練には、自動車整備、建設機械、  
フォークリフト、情報処理技術、ビジネススキル及び介護コースの科目があ  
ります。他の施設でも、溶接、建築大工、畳工などの職業訓練が行わ  
れています。社会復帰後に備えた各種の資格や技能を身に付けるための職  
業訓練を希望する人は、刑執行開始時の調査の際にその旨を申し出るほか、  
募集があったとき職員に申し出てください。処遇審査会で審査します。

## 9 その他

釈放前指導を受けている者などについて、受刑態度が良好で改善更生  
の意欲が高いなどと認められる場合には、社会貢献作業や外部通勤作業  
(職員が同行せずに外部の事業所で作業を行うもの)を許すことがあり  
ます。

## 第9 改善指導

### 1 改善指導

あなたたちは、所内生活を送る中で、犯罪の責任を自覚し、健康な心身を培い、社会生活に適応するために必要な知識や生活態度を習得することが求められています。

当所では、あなたたちがこうした目的を達するために、次の一般改善指導及び特別改善指導を行うほか、日常生活の様々な場面を通じて、あなたたちに指導を行います。一般改善指導及び特別改善指導は、法律の規定に基づき定められているものであり、出所後の社会生活のために、必ず受講しなければなりません。

指導を行う日や時間は、別途指示しますが、改善指導の時間は、原則として1日に8時間以内であり、作業と改善指導を同じ日に行う場合にも、両者の時間を合計して1日に12時間を超えることはありません。

### 2 一般改善指導

一般改善指導は、犯罪の責任を自覚し、健康な心身を培い、社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度を習得するための指導です。

希望する者は、酒の害を理解し、断酒への決意を促す酒害教育や、高齢者等を対象とした社会復帰支援指導などが受講できます。

### 3 特別改善指導

特別改善指導は、改善更生や円滑な社会復帰に支障を来す個別の事情を改善するために行う指導です。

特別改善指導は、必要と認められる人に対し、その受講を指示します。指示された人は、必ず受講してください。特別改善指導には次のものがあります。

#### (1) 薬物依存離脱指導

やくぶつ いぞん じこ もんだい りかい うえ さいしやう  
薬物に依存していた自己の問題を理解させた上で、再使用しないため  
ほうほう しゅうとく しどう  
の方法を習得させる指導です。

## (2) 暴力団離脱指導

ぼうりょくだん かにゆう じこ もんだいてん かんが ぼうりょくだん  
暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ、暴力団の  
はんしゃかいせい まな りだつ ぐたいてき ほうほう けんとう りだつ けつい  
反社会性を学ばせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し、離脱の決意  
かた しゅっしょご せいかつせつけい た しどう  
を固めさせて、出所後の生活設計を立てさせる指導です。

## (3) 性犯罪再犯防止指導

せいはんざいせい じこ もんだいせい にんしき かいぜん ほか  
性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、  
さいはん ぐたいてき ほうほう しゅうとく しどう  
再犯しないための具体的な方法を習得させる指導です。

## (4) 被害者の視点を取り入れた教育

ひがいしゃ してん と い きょういく  
被害者の命を奪うなど、重大な被害をもたらした者に対し、自らの  
ひがいしゃ いのち うば じゅうだい ひがい もの たい みずか  
犯した罪の大きさや被害者・遺族の方の心情等を認識させるとともに、  
おか つみ おお ひがいしゃ いぞく かた しんじょうとう にんしき  
命の尊さや自己の問題性を理解させ、被害者に誠意をもって対応する  
いのち とうと じこ もんだいせい りかい ひがいしゃ せい い たいおう  
ための方法を考えさせる指導です。

## (5) 就労支援指導

しゅうろうしえんしどう  
職場に適應するための行動様式、態度等を身に付けさせるとともに、  
しよくば てきおう こうどうようしき たいどう み つ  
職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方を考えさ  
しどう  
せる指導です。

## 4 その他の指導

とうしょ じょうき およ かいぜんしどう おこな しどう にちじょうせいかつ  
当所では、上記2及び3の改善指導として行う指導のほか、日常生活  
ぜんぱん い か じこう しどう おこな  
全般において、以下のような事項について、指導を行っています。

### (1) 生活指導目標、集団行動訓練

#### ア 生活指導目標

ふだん せいかつこうどうばめん じゅうてんてき じっせん もくひょう つき さだ  
普段の生活行動場面で重点的に実践する目標を月ごとに定めて  
せいかつしどうもくひょう こうじょうおよ きよしつとう けいじ まいち せいかつ なか  
「生活指導目標」とし、工場及び居室棟に掲示して、毎日の生活の中

でその実践に努めさせることを目標とした指導です。

## イ 集団行動訓練

集団の行動が整然と行われるよう、入所時、出入室時、戸外運動時その他特別に計画したときに集団行動訓練が行われます。

なお、集団行動訓練は、次の諸点に留意して実施するものですから、職員の指示どおりに、必要な行動の様式を身に付け、これを通じて所内生活の動作に節度を付けるよう心掛けてください。

(ア) 集合、整列、移動、隊列作り、解散等のときに、職員の指示に従って秩序ある行動をすること。

(イ) 所内生活の決まりを守らず、自分勝手な行動は、他人に迷惑を掛けるとともに集団の秩序を乱すことになること。

(ウ) 整然とした集団行動は、安全で平穏な所内生活に役立つこと。

## (2) 役割活動

所内生活を送る上で、工場では指導補助や消防係などの役割が指定される場合があります。これらの係になった人は、自分の役割を自覚し、自己研さんに努めるようにしてください。

## 第10 教科指導、自主学習、書籍等の取扱い

### 1 教科指導

あなたが改善更生及び円滑な社会復帰を図る上で、社会生活の基礎となる学力を身に付けていることは重要です。こうした学力の有無により、あなたが就職の機会に恵まれる可能性が大きく変わってくるからです。

当所では、あなたがこうした学力を身に付けることができるよう、指導を行います。

教科指導には、補習教科指導及び特別教科指導があります。

#### (1) 補習教科指導

義務教育を修了していない人や、修了していても基礎的な学力に乏しい人など、社会生活の基礎となる学力を欠いていることにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる人に対して行われる指導です。

指導を行う日や時間は、別途指示しますが、具体的には、期間1年の予定で、社会生活上必要な程度の読み書き、計算等の基礎的な学力を身に付けさせる指導です。

#### (2) 特別教科指導

社会生活の基礎となる学力を有しているものの、その学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる人に対して行われる指導です。主に高等学校の教科に準ずる内容の指導を行います。

### 2 自主学習

当所では、あなたが居室での余暇時間を活用して自主学習するための援助を行っています。考查期間を終了後、自主学習時に物品の使用

を希望する人は、別表「自弁・差入れ物品表」4 日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（区分）文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品」に記載されている物品を使用することができる場合がありますので、職員に申し出てください。ただし、使用を許可するかどうかは個別に審査しており、物品の中には、「留意事項」に記載のとおり、通信教育を受けていたり、クラブ活動に参加している等の特別な事情がなければ、許可されない物品があります。

## (1) 通信教育

### ア 公費通信教育

施設が募集する種目の受講希望者の中から、本人の学力の程度、領置金額、生活状況等を総合的に判断して、公費負担が相当と認められる人を対象に実施します。

公費通信教育の受講辞退は、やむを得ない事情が認められる場合を除いて、認められません。

### イ 私費通信教育

領置金で必要な学費を支払うことができる人を対象に実施します。受講講座は、原則として、当所が指定する文部科学省認定社会通信教育講座とします。

私費通信教育の受講辞退については、特に支障のない限り認められます。

## (2) 各種検定試験等

簿記検定、高等学校卒業程度認定試験、日本漢字能力検定などの試験を受験する機会を設けています。実施の都度募集するので、希望者は申し出ること。ただし、中には受験のために一定の要件を定めているものもあり、希望しても受験できない場合があります。



### 3 雑記帳の使用

#### (1) 種類

雑記帳は、定められた規格及び冊数の範囲内で使用が許可されます。

#### (2) 使用心得

雑記帳の使用については、次の使用心得を遵守してください。もし、この心得に違反した場合には、記載内容の一部を削除又は抹消することになるか、場合によっては、反則行為に問われる可能性があることを承知しておいてください。

ア 貼り付けてある筆記帳使用願の用紙を汚したり、破ったりしないこと。

イ 雑記帳は、許可された目的に従って使用し、他人に貸したり、書かせたりしないこと。

ウ 雑記帳は、大切に使用し、汚したり、破ったりしないこと。

エ 記事の訂正は、消しゴム又は棒線で消し、ページを破らないこと。

オ 記入するときは、あらかじめ記されたページの順を追って記入し、余白を残さないこと。

カ 雑記帳は、前からと後ろからの二口に分けて使ってもよいが、三口以上に分けて使わないこと。

キ 検査等のため提出を指示された場合は、直ちに提出すること。

ク 次の各項に該当するような記載内容は書かないこと。

(ア) 文意不明なもの、外国語（申告等し、許可された言語以外の言語を指す。）、暗号及び所内生活をわい曲したりひぼうするもの

(イ) 他人を脅迫、侮辱、中傷するもの、好色、不良行状を賛美するもの

(ウ) 犯罪を唆すもの、犯罪の手段、教唆、通謀を内容とするもの、所内の秩序びん乱をあおり、唆すもの、施設の配置図、警備に関する

るもの

(エ) 他の被収容者及びその関係者の住所、氏名、電話番号等

(オ) その他矯正処遇上不相当と認められるもの

#### 4 書籍等の取扱い

書籍等とは、書籍、雑誌、新聞紙及びその他の文書図画のことを言います。書籍等の閲覧は、所内生活の糧となり、また、健全な社会復帰に向けて自己啓発を図る上で欠かすことはできません。書籍等には、当所が貸与する書籍（備付書籍）及び新聞紙（回覧新聞紙）、自身で入手する自弁書籍等があります。当所が貸与する書籍、新聞紙等は皆で使うものです。

破ったり、汚したりしないよう大切に取扱いしてください。

##### (1) 備付書籍

ア 備付書籍は、次のとおり、一般備付書籍、特別備付書籍及びF指標

備付書籍の3種類に区別しています。

(ア) 一般備付書籍とは、特別備付書籍及びF指標備付書籍以外の備付書籍のことです。

(イ) 特別備付書籍とは、辞典、経典、学習用書籍及び裁判関係書籍を主とした特別備付書籍目録に登載の備付書籍のことです。

(ウ) F指標備付書籍とは、外国語書籍であって、主にF指標被収容者に貸与することを目的としたF指標備付書籍目録に登載の備付書籍のことです。

イ 一般備付書籍は、一人3冊以内を個人貸与し、貸与期間は、おおむね2週間とします。

ウ 特別備付書籍は、一人5冊以内を個人貸与し、貸与期間は、おおむね3か月とします。

エ F指標備付書籍は、一人5冊以内を個人貸与し、貸与期間は、おおむ

ね2週間とします。

(2) 回覧新聞紙

通常紙(時事の報道を主とする市販の日刊新聞紙)は、被収容者全般の閲覧傾向を参考に当所で1紙を指定して購入し、工場又は居室に回覧します。

(3) 自弁書籍・雑誌

ア 自弁の書籍及び雑誌は、携入、差入れ又は購入の方法で入手できます。

イ 購入できる自弁書籍及び雑誌の冊数は、現に領置されている書籍等の引渡しを含め、一月当たり合わせて5冊までです。閲覧期間や所持冊数については、特に定めませんが、保管限度量を超える所持は認められません。

(ア) 雑誌

雑誌は、毎月1回の受付日に翌月の定期購読を申し込むことができます。定期購読は最大3誌まで受け付けます。週刊誌等の月に複数冊刊行される雑誌は、1か月分を1誌と数えます。定期購読する雑誌は、週刊誌については原則として納入から1週間以内、それ以外については原則として納入から2週間以内に交付します。閲覧後の雑誌は、原則として廃棄です。

(イ) 単行本

毎月2回の受付日に単行本の購入を申し込むことができます。申し込む際には、書籍の題名、出版社等を正確に記載してください。書籍は、原則として納入から2か月以内に交付します。

(4) 自弁新聞紙

ア 種類

じべん しんぶんし つうじょうしおよ とくべつし しゅるい  
自弁できる新聞紙は、通常紙及び特別紙の2種類です。

(ア) つうじょうし じじ ほうどう しゅ しはん につかんしんぶんし  
通常紙とは、時事の報道を主とする市販の日刊新聞紙のことです。

(イ) とくべつし とくてい ぶんや ほうどう しゅ につかんしんぶんし  
特別紙とは、スポーツなど特定の分野の報道を主とする日刊新聞紙  
のことです。

## イ こうにゆうとう 購入等

ひしゅうようしゃ たい けっか さんこう どうしよ してい しんぶん  
被収容者に対するアンケート結果を参考に、当所で指定した新聞3  
紙のうち1紙(朝刊のみ)について、1か月単位で予約購読すること  
ができます。じべんしんぶんし どうしよ してい はんばいてん ていきこうどく  
自弁新聞紙は、当所が指定した販売店から定期購読する  
ほうほう にゆうしゅ さしい みと  
方法でしか入手できず、差入れは認められません。

こうにゆうだいきん りょうちきん ひ さ つきたんい おこな  
購入代金の領置金からの引き去りは、月単位で行われます。

なお、しゃくほう ひとおよ いそう ひと こうどくきかん のこ ひと  
釈放となる人及び移送となる人で購読期間を残している人は、  
かのう はんい こうどくりょうきん へんきん う もう で くだ  
可能な範囲で購読料金の返金を受けることができますので申し出て下  
さい。じご へんきんいらい たいおう きぼう ひと どうてつづき  
事後の返金依頼には対応できませんので、希望する人は、同手続  
をわす ちゆうい  
を忘れないよう注意してください。

じべんしんぶんし げんそく はっかん びちゅう こうふ  
自弁新聞紙は、原則として発刊日中にあなたたちに交付します。また、

じべんしんぶんし げんそく はいき えつらんきかん とく さだ  
自弁新聞紙は、原則として廃棄です。閲覧期間については特に定めませ  
んが、ほかんげんどりょう こ しよじ みと  
保管限度量を超える所持は認められません。

(5) た ぶんしょとが どうじょうき  
「その他の文書図画」とは、パンフレット等上記(1)から(4)まで  
のいづれにもがいたう ぶんしょとが えつらんきかん しよじさつすう  
該当しない文書図画のことです。閲覧期間や所持冊数につ  
いてはとく さだ ほかんげんどりょう こ しよじ みと  
特に定めませんが、保管限度量を超える所持は認められません。

(6) じべんしよせきとう すべ ないよう けんさ どうしよ きりつおよ ちつじよ がい けっか  
自弁書籍等は、全て内容を検査し、当所の規律及び秩序を害する結果  
をしょう おそれやあなたたちに対する たい きょうせいしよぐう てきせつ じっし ししよ  
生ずるおそれやあなたたちに対する矯正処遇の適切な実施に支障  
をしょう おそれのうむ しら ししよ  
生ずるおそれの有無を調べ、支障がないものをあなたたちにこうふ  
交付しま  
す。ばあい いちぶ さくじよ また まつしよ さくじよ  
場合によっては、一部を削除し、又は抹消することもあります。削除  
やまつしよ かひ しんぶんし ざつし にゆうしよじ いし  
や抹消の可否は、新聞紙や雑誌については入所時にあなたたちに意思

かくにん じべんしょせき つどいしかくにん  
確認をし、自弁書籍についてはその都度意思確認をします。あなたたちが  
さくじょ まっしょう どうい ばあい えつらん ゆる  
削除や抹消に同意しない場合には、閲覧が許されないこととなります。

じべんしょせきとう かって たにん か か えつらんきよかしょう  
(7) 自弁書籍等については、勝手に他人と貸し借りをしたり、閲覧許可証  
は 剥がしたり、書き換えたりしないよう注意してください。

第11 自己契約作業及び余暇活動の援助

余暇時間とは、点検、食事、作業、就寝等といった特定の起居動作の時間帯以外の時間帯のことです。平日においても、夕刻から夜間にかけて、3時間程度は余暇時間が確保されており、以下のとおり、自己契約作業、レクリエーション及び各種集会並びにクラブ活動等があります。

1 自己契約作業

- (1) 余暇時間帯には、自己契約作業が許される場合があります。自己契約作業とは、外部の事業者との請負契約により行う物品の製作その他の作業のことをいいます。自己契約作業を提供する外部の事業者は、当所において選定します。賃金は出来高払いとなり、決して高いものではありません。賃金は、外部の事業者からの差入れの形で支払われます。
- (2) 自己契約作業は、制限区分が第1種の受刑者には許され、第1種以外の受刑者には個別に審査した結果、許されることがあります。自己契約作業を希望する人は、職員に申し出てください。ただし、作業量や作業場所等の都合により、申し出たからといって必ず許可になるとは限りません。また、いったん自己契約作業を始めた以上、少なくとも2週間以上前に辞退を申し出ない限り、勝手にやめることはできません。

2 レクリエーション及び各種集会

(1) レクリエーション

ア レクリエーションは、単調になりがちな所内生活に潤いを持たせ、気分転換や、心身の健康増進を図るために行うもので、当所においては、時期に応じた種目を選定し実施しています。レクリエーションへの参加を通じて自主性、協調性及びフェアプレーの精神のかん養にも役立ててもらいたいと考えています。

イ レクリエーションを行うに当たっては、次の事項を遵守してください

い。

(ア) 運動時には、負傷防止のため、あらかじめ十分に体をほぐすなどするとともに、自分の体力、体調を考えて決して無理はしないこと。

(イ) 運動用具、娯楽用具等は、特定の人だけが独占しないこと。

(ウ) 囲碁のゲームは、本碁、五連珠（五目並べのほか、二目はさみ抜き連珠を含む。）のいずれかを、将棋のゲームは、本将棋、はさみ将棋

のいずれかをする事とし、その他の方法によるゲームはしないこと。

(エ) 各種競技大会や囲碁、将棋等のゲームは、勝敗のみにこだわらず、

お互いにルールを守って和やかに行うこと。

## (2) 各種集会等

### ア 集会

当所では、優遇区分が第3類以上の受刑者について、優遇区分ごとに集会を行います。これは、各人の自覚を促し、更生復帰のための努力を一層重ねるよう奨励する目的の集会です。

また、毎月、その月に生まれた人たちを対象に、お互いの誕生日を祝福するとともに、過去を反省し更生の一助とするために誕生会が行われます。集会に参加する人は、それぞれの集会の意義を理解して、健全な社会人となるよう思いを新たにしながら参加することが大切です。

### イ その他の行事

所内生活に変化と潤いを持たせ、また、集团的活動を通じて規律を身に付け、協調性、責任感等を養うため、テレビ観賞、運動会、囲碁・将棋・チェス大会等が定期的に開催されます。これらの行事の中には、一般改善指導として実施されるものもあります。

### ウ 集会・行事出席者の心得

しゅうかい ぎょうじ しゅっせき さい つぎ ころえじこう じゅんしゅ  
集会・行事に出席する際は、次の心得事項を遵守してください。  
ころえ じこう はん たいどふりょう ひと たい こうどう しゅうかいしつどう しゅうかい  
心得事項に反し態度不良の人に対しては、講堂や集会室等の集会・  
ぎょうじじっしぼしょ たいじょう し じ  
行事实施場所からの退場を指示することがあります。

(ア) しゅうかい ぎょうじじっしぼしょ こうじょう きょしつ れんこうとちゅう こうだん  
集会・行事实施場所や、工場・居室までの連行途中は、交談を  
しないこと。

(イ) ふくそう ただ しよくいん し じ したが こうどう  
服装を正し、職員の指示に従って行動すること。

(ウ) きょしつ こうじょうとう ようべん す きょくりょく ぎょうじちゅう ようべん  
あらかじめ居室や工場等で用便を済ませ、極力、行事中に用便  
もう で ころが  
を申し出ることのないよう心掛けること。

(エ) こうどう ぎょうじ かいし あいだおよ ぎょうじ お たいしゅつ  
講堂では、行事が開始されるまでの間及び行事が終わって退出  
するまでの間 間は、静かに待機すること。

(オ) ぎょうじちゅう と あし ふ な ど す  
行事中は、やじを飛ばしたり、足を踏み鳴らしたり、度の過ぎた  
はくしゅ わら ごえおよ きせい はつ ぶさほう たいど  
拍手、笑い声及び奇声を発するような不作法な態度はとらないこと。

### 3 その他の余暇活動の援助

#### (1) クラブ活動

ア クラブ活動は、けんぜん しゅみ ゆた じょうそう そだ よか ぜんよう  
健全な趣味や豊かな情操を育て、余暇を善用する  
しゅうかん やしな じしゅてき さんか たんか はいく かいがとう しゅもく  
習慣を養うため自主的に参加するもので、短歌、俳句、絵画等の種目  
があります。

イ かいいん にゅうかいきぼうしゃ しんさ うえ けつてい  
会員については、入会希望者のうちから、審査の上、決定しますが、  
かく にんずうとう せいげん けつていん きよか  
各クラブとも人数等の制限があるため、欠員ができるまで許可にならな  
いことがあります。

ウ にゅうかい とちゅう な だ さいご なま ぬ  
入会したら途中で投げ出したりせず、最後まで怠けずにやり抜くよう  
にしてください。また、こうし おも がいぶ とくしか じかん さ しどう  
講師は、主に外部の篤志家が時間を割いて指導し  
てくださるので、れいぎただ しんけん たいど しどう う  
礼儀正しく真剣な態度で指導を受けてください。

#### (2) 所内誌「富士見」

つき かいしよないし ふ じ み はっこう おお ひと した しよないし  
月1回所内誌「富士見」を発行しています。多くの人に親しめる所内誌



にするため、積極的せっきよくてきに投稿とうこうすることを期待きたいします。

### (3) テレビ及びラジオの教育番組およ きょういくばんぐみ

テレビ及びラジオの視聴しちょうについては、被収容者ひしゅうようしゃに対するアンケート  
結果けっかを参考さんこうにして番組ばんぐみを編成へんせいしていますが、矯正処遇上きょうせいしょうじょうの目的もくてきから、  
教育番組きょういくばんぐみを一部いちぶ組み入れていいます。自分の好みじぶんに合わないとか面白くな  
いとかの理由りゆうを付けて、雑談等ざつだんとうして他人たにんの真面目まじめな視聴しちょうを妨さまたげるよう  
な行為こういがあつてはなりません。

第12 宗教上の行為及び援助（教誨）

現在、当所の教誨師として教誨をお願いしている宗派は、次の表 6のとおりです。

表 6 教誨師による教誨を受けられる宗派

宗教名	宗派名
仏教	浄土真宗本願寺派・浄土真宗大谷派・真言宗智山派 ・真言宗豊山派・曹洞宗・日蓮宗・天台宗・浄土宗
キリスト教	新教・旧教・救世軍
神道	神社本庁・天理教

1 一人で行う宗教上の行為

あなたが、余暇時間帯に一人で礼拝その他の宗教上の行為を行いたい場合には、他人の迷惑にならないよう十分注意してください。たとえば、宗教上の行為であるとしても、大声や騒音を発したり、他人の迷惑になるような言動をしたり、職員の視察を妨げるなど、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある行為は認められません。

2 集合教誨

(1) 月に1回、仏教、キリスト教、神道の宗派別に募った希望者に対し、教誨師による宗教講話が行われます。これを集合教誨といいます。

(2) 集合教誨のあるときは、事前に告知するので、出席したい人は、職員に申し出てください。

なお、原則として工場就業者が対象のため、居室内で就業している人は申し出ても許可されないことがあります。

3 個人教誨

個人教誨とは、教誨師による個別の宗教教誨のことです。個人教誨を受けたい人は、その旨を職員に申し出てください。毎月一人一宗派の範囲内で参加が認められます。

#### 4 忌日読経

在所中の父母妻子等親族の死亡、その後の供養又は被害者に対する供養を行うもので、毎月1回各宗派ごとに実施しますが、年間で一人一宗派のみの参加とします。

なお、原則として工場就業者が対象です。

#### 5 宗教行事

宗教上の一般の慣習に従い、彼岸会法要、盂蘭盆会法要、ミサ、クリスマス行事、大祓式などが年中行事として行われます。事前に告知するので、出席したい人は、職員に申し出てください。

なお、原則として工場就業者が対象です。

#### 6 宗教教誨、行事出席者の心得

教誨や宗教行事の出席者は、次の事項を遵守してください。これに反して態度不良の人は、退場を指示し、あるいは以後の参加の対象から除外することがあるので注意してください。

(1) 教誨・行事実施場所や、工場・居室までの連行途中は、職員の指示に従って整然と歩行し、交談をしないこと。

(2) 教誨・行事実施場所では、職員の指定した場所に座り、真面目な態度で教誨を受け、あるいは行事に参加すること。脇見や交談をしたり、また、物品や密書の授受をしたり、通声、合図等をもって、不正連絡をするなどの行為はしないこと。

(3) 講師（教誨師）に対しては、礼儀正しく振る舞うこと。

(4) 講師に対する質疑は、講師から質問を受ける旨の発言があつてから行

うこと。

だい 13 けいじしせつしきついいんかい  
第13 刑事施設視察委員会

とうしょ ふちゅうけいむしょしきついいんかい お いいんかい とうしょ  
当所には、府中刑務所視察委員会が置かれています。この委員会は、当所  
しきつ とうしょ うんえい じつたい はあく とうしょ うんえい とうめいせい  
を視察するなどして、当所の運営の実態を把握し、当所の運営の透明性を  
かくほ かいぜんこうじょう し  
確保するとともに、その改善向上に資するためにあります。

1 いいん めんせつ  
1 委員による面接

いいん めんせつ きぼう もの しょちょう あ がんせん むね きさい  
委員による面接を希望する者は、所長宛ての願箋にその旨を記載して  
ていしゅつ めんせつ ねが で ばあい めんせつ じっし  
提出してください。面接を願い出た場合であっても、面接を実施するかど  
うかは委員会が決定することなので、承知しておいてください。

めんせつ じっし ばあい むね こくち おこな  
なお、面接が実施されない場合、その旨の告知は行いません。

めんせつ きぼう ばあい いいんかい めんせつ もと  
また、面接を希望していない場合であっても、委員会が面接を求めること  
もありますが、その場合、必ずしも面接を受けなければならないものでは  
ことわ  
なく、断ることもできます。

2 しょめん ていしゅつ  
2 書面の提出

いいんかい たい とうしょ うんえい かん いけん ていあん だ ばあい  
委員会に対して、当所の運営に関して意見や提案を出したい場合は、  
しょてい ようし きさい ていあんばこ とうかん  
所定の用紙に記載して、提案箱に投函することができます。また、あらかじめ  
もう で うえ しんしょ いいんかい あ はっしん ていしゅつ  
め申し出た上で、信書として委員会宛てに発信して提出することなどもで  
きます。その場合、委員会の住所は、当所の住所になります。

しょめん ないよう しょくいん けんさ  
なお、書面の内容については、職員によって検査されることはありません。  
ん。

だい きゅうたい よ ひん  
第14 給貸与品

とうしょ しょうないせいかつ おく ひつよう ぶつびん たいよ また  
当所では、あなたたちが所内生活を送るのに必要な物品を貸与し、又は  
しきゅう ぶつびん きゅうたい よ ひん いるいおよ しんぐ しょくじおよ ゆちや  
支給します。これらの物品（給貸与品）は、衣類及び寝具、食事及び湯茶、  
にちようひん ひつきぐ た ぶつびん くぶん たんじようかい ぎようじ さい  
日用品並びに筆記具その他の物品に区分されます。誕生会などの行事に際  
し、嗜好品を支給することもあります。

1 いるいおよ しんぐ  
1 衣類及び寝具

(1) いるいおよ しんぐ こじんたいよ しんにゆうじ きよしついおよ しんぐ  
(1) 衣類及び寝具は、個人貸与とし、新入時に居室衣及び寝具を、  
こうじようしゅうぎようじ こうじようい たいよ ちょうさ ばあい  
工場就業時に工場衣を貸与します。ただし、調査となった場合などに  
たいよ しんぐ ひ あ  
ついては、それまで貸与していた寝具を引き上げることもあります。

(2) こじんたいよ いるい こうじようめい せい きにゆう へんぶ ぬ つ  
(2) 個人貸与の衣類には、工場名、姓を記入した片布が縫い付けてあるの  
かって か か はそん たにん もの こうかん  
で、勝手に書き換えたり、破損したり、他人の物と交換したりしてはいけ  
ません。

(3) たいよ いるいおよ しんぐ おおす ちいす からだ あ  
(3) 貸与された衣類及び寝具が大き過ぎたり、小さ過ぎたりして身体に合わ  
ないときは、しょくいん もう で こうかん かって かいぞう  
職員に申し出て交換してもらおうようにし、勝手に改造した  
りしてはいけません。

(4) いるい しんぐ けいかくてき せんたく ほしゅうおよ こうかん おこな ほせいおよ てきせい  
(4) 衣類・寝具は、計画的に洗濯、補修及び交換を行うなど、保清及び適正  
かんり つと たいせつ と あつか ころが  
管理に努めているので、大切に取り扱うよう心掛けてください。

(5) したぎるい いったい せいげん もと こうにゆう また さしい しぶつ ちやくよう  
(5) 下着類は、一定の制限の下に購入し、又は差入れされた私物を着用  
することができます。

(6) にゆうしょじ けいにゆう りょうち いるい ちやくよう しゅつしょ よてい ひと  
(6) 入所時に携入し、領置した衣類を着用して出所する予定の人は、  
まんきまえ げつくない また ちほうこうせいほ ごいいんかいいん めんせつ しゅうりよう  
満期前2か月以内となり又は地方更生保護委員会委員の面接が終了  
じてん げんそく じぶん りょうちきん がいぶ ぎょうしゃ  
した時点で、原則として自分の領置金をもって外部のクリーニング業者  
いるい せんたく もうしで  
にその衣類の洗濯の申出をすることができます。

2 しょくじおよ ゆちや  
2 食事及び湯茶

(1) しゅしょく  
(1) 主食

ア 主食は、作業形態によって支給量が異なり、次のとおりA食、B食、C食の3段階に分けられています。また、医療上及び健康保持上(体位が著しく異なる人等)必要と認める人に対しては、作業形態にかかわらず支給量を変更して支給します。

(ア) A食は、作業に就く人で、立った状態での作業が1週間につきおおむね15時間以上の人に対し支給します。

(イ) B食は、居室外で作業に就く人で、A食を支給する人以外の人に対し支給します。

(ウ) C食は、作業の有無にかかわらず、主として居室内で生活する人に対し支給します。

イ 当所では、1週間に4回、パンを主食として支給していますが、熱量は米麦飯と同じです。

ウ 上記のほか、個別の事情により、医師の指示でかゆ等が支給されることがあります。

## (2) 副食

ア 副食は、治療上特別の献立を必要とするなどの人を除き、全員同じものが支給されます。

イ 副食は、熱量を始め、たんぱく質、脂質、カルシウム、ビタミン等必要な栄養素量が確保されています。

ウ 毎日の献立は、専門の栄養士があなたたち全般の嗜好傾向を参考にしたが、栄養量を確保し、内容に変化を持たせるよう十分工夫して作成し、給食しています。また、定期に開かれる給食管理委員会で、毎日の調理面、衛生面などについて十分検討を加えて、給食の向上に努めています。

## (3) 喫食時間

食<sup>しょく</sup>事<sup>じ</sup>の喫<sup>きつ</sup>食<sup>じョク</sup>については、次<sup>つぎ</sup>の事<sup>じ</sup>項<sup>コウ</sup>を遵<sup>じゆん</sup>守<sup>しゆ</sup>してください。

ア 3食<sup>しょく</sup>（朝<sup>ちョウ</sup>食<sup>しょく</sup>、昼<sup>ちゆ</sup>食<sup>しょく</sup>、夕<sup>ゆ</sup>食<sup>しょく</sup>）とも、所<sup>しよ</sup>定<sup>てい</sup>の食<sup>しょく</sup>事<sup>じ</sup>時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>内<sup>ない</sup>に食<sup>た</sup>べるよ  
うにすること。

イ 通<sup>つう</sup>常<sup>じョウ</sup>の配<sup>はい</sup>食<sup>しょく</sup>と切<sup>き</sup>り離<sup>り</sup>して支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>したもの（い<sup>い</sup>わゆる間<sup>かん</sup>食<sup>しょく</sup>）については、  
特<sup>とく</sup>に指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>がな<sup>な</sup>い限<sup>かぎ</sup>り、その日<sup>ひ</sup>の仮<sup>かり</sup>就<sup>しゆう</sup>寝<sup>しん</sup>時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>ま<sup>ま</sup>でに食<sup>た</sup>べるよ<sup>う</sup>にすること。

その他<sup>た</sup>、臨<sup>りん</sup>時<sup>じ</sup>、特<sup>とく</sup>別<sup>べつ</sup>に支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>するもの（例<sup>たと</sup>え<sup>え</sup>ば、正<sup>しょう</sup>月<sup>がつ</sup>に支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>する折<sup>おり</sup>詰<sup>づめ</sup>）に  
つ<sup>つ</sup>いては、その都<sup>つど</sup>度<sup>し</sup>指<sup>じ</sup>示<sup>し</sup>する期<sup>き</sup>間<sup>かん</sup>内<sup>ない</sup>に食<sup>た</sup>べるよ<sup>う</sup>にすること。

ウ 食<sup>た</sup>べ残<sup>のこ</sup>したものは、必<sup>かな</sup>ず残<sup>ざん</sup>飯<sup>ばん</sup>と<sup>と</sup>してその都<sup>つど</sup>度<sup>てい</sup>提<sup>てい</sup>出<sup>しゆつ</sup>すること。

#### (4) 湯茶<sup>ゆちゃ</sup>

湯茶<sup>ゆちゃ</sup>は、食<sup>しょく</sup>事<sup>じ</sup>の時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>帯<sup>たい</sup>に支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>するほ<sup>ほ</sup>か、必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>に<sup>お</sup>う<sup>う</sup>じて、それ<sup>い</sup>以<sup>が</sup>外<sup>がい</sup>の時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>  
帯<sup>たい</sup>に支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>するこ<sup>こ</sup>ともあ<sup>あ</sup>ります。

### 3 日用品<sup>にちようひん</sup>、筆<sup>ひつ</sup>記<sup>き</sup>具<sup>ぐ</sup>そ<sup>た</sup>の<sup>ぶ</sup>物<sup>びん</sup>品<sup>ん</sup>

(1) ち<sup>し</sup>り<sup>は</sup>紙<sup>がみ</sup>、歯<sup>は</sup>ブ<sup>こ</sup>ラ<sup>せつ</sup>シ、歯<sup>は</sup>磨<sup>せつ</sup>き<sup>は</sup>粉<sup>こ</sup>、石<sup>せつ</sup>け<sup>は</sup>ん、タ<sup>は</sup>オ<sup>に</sup>ル、箸<sup>はし</sup>な<sup>に</sup>ど<sup>ち</sup>の<sup>ひん</sup>日<sup>とう</sup>用<sup>じ</sup>品<sup>じ</sup>等<sup>とう</sup>は、  
表<sup>ひょう</sup> 7の基<sup>き</sup>準<sup>じゆん</sup>で貸<sup>たい</sup>与<sup>よ</sup>され、又<sup>また</sup>は支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>され<sup>ま</sup>す。無<sup>む</sup>駄<sup>だ</sup>遣<sup>づか</sup>いしな<sup>ひょう</sup>ければ、表<sup>ひょう</sup>  
7に書<sup>か</sup>か<sup>す</sup>れて<sup>り</sup>お<sup>う</sup>る<sup>り</sup>数<sup>すう</sup>量<sup>りやう</sup>で不<sup>ふ</sup>足<sup>そく</sup>しな<sup>たい</sup>い<sup>せつ</sup>はず<sup>つか</sup>な<sup>う</sup>ので、大<sup>たい</sup>切<sup>せつ</sup>に<sup>つか</sup>使<sup>つか</sup>う<sup>う</sup>よ<sup>う</sup>に  
こ<sup>こ</sup>ろ<sup>が</sup>け<sup>け</sup>て<sup>た</sup>だ<sup>だ</sup>さい。ま<sup>は</sup>た、歯<sup>は</sup>ブ<sup>は</sup>ラ<sup>し</sup>シ、タ<sup>は</sup>オ<sup>し</sup>ル、箸<sup>はし</sup>な<sup>し</sup>ど<sup>し</sup>が<sup>し</sup>使<sup>し</sup>用<sup>し</sup>不<sup>し</sup>能<sup>のう</sup>と<sup>な</sup>り  
交<sup>こう</sup>換<sup>かん</sup>する<sup>か</sup>な<sup>な</sup>ら<sup>い</sup>ま<sup>し</sup>よ<sup>う</sup>う<sup>う</sup>に<sup>ふ</sup>る<sup>も</sup>の<sup>てい</sup>し<sup>しゆ</sup>つ<sup>つ</sup>  
し<sup>し</sup>て<sup>た</sup>だ<sup>だ</sup>さい。

(2) 日<sup>に</sup>用<sup>ち</sup>品<sup>ひん</sup>、文<sup>ぶん</sup>房<sup>ぼう</sup>具<sup>ぐ</sup>及<sup>お</sup>び<sup>お</sup>そ<sup>た</sup>の<sup>ぶ</sup>物<sup>びん</sup>品<sup>ん</sup>は、一<sup>い</sup>定<sup>てい</sup>の制<sup>せい</sup>限<sup>げん</sup>の<sup>も</sup>と<sup>も</sup>に<sup>こう</sup>に<sup>ゆう</sup>購<sup>こう</sup>入<sup>にゅう</sup>し、又<sup>また</sup>は  
差<sup>さ</sup>し<sup>い</sup>入<sup>い</sup>れ<sup>ら</sup>れ<sup>れ</sup>た<sup>ら</sup>私<sup>し</sup>物<sup>ぶつ</sup>を<sup>し</sup>使<sup>し</sup>用<sup>し</sup>す<sup>し</sup>る<sup>し</sup>こ<sup>し</sup>が<sup>し</sup>で<sup>し</sup>ま<sup>し</sup>す。た<sup>た</sup>だ<sup>だ</sup>し、こ<sup>こ</sup>の<sup>ば</sup>あ<sup>い</sup>い<sup>じ</sup>ょう<sup>き</sup>  
き<sup>き</sup>は、上<sup>じょう</sup>記<sup>き</sup>

(1) の物<sup>ぶ</sup>品<sup>びん</sup>の貸<sup>たい</sup>与<sup>よ</sup>又<sup>また</sup>は支<sup>し</sup>給<sup>きゆう</sup>は<sup>てい</sup>止<sup>し</sup>さ<sup>し</sup>れ<sup>し</sup>ま<sup>す</sup>。



ひょう にちようひん ひつきようぐとう ぶつびん きゅうたいよ きじゆんひよう  
 表 7 日用品、筆記用具等の物品の給貸与の基準表

ひん もく 品 目	ひん めい 品 名	てき よう 摘 要	しようきかん 使用期間	きゅうたいよすりよう 給貸与数量
し ちり紙	し ちり紙	しきゅう 支給する	げつ 1か月	まい 400枚
はみがきようぐ 歯磨用具	は 歯ブラシ	たいよ 貸与する	げつ 1か月	ほん 1本
	はみが 歯磨き	しきゅう 支給する	げつ 3か月	ほん 1本
つまようじ	つまようじ	しきゅう 支給する	てきぎきかん 適宜期間	てきぎすりよう 適宜数量
せつ るい 石けん類	せつ 石けん	しきゅう 支給する	げつ 2か月	こ 3個
	せつ ようき 石けん容器	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	こ 2個
タオル	タオル	たいよ 貸与する	げつ 3か月	まい 2枚
かみそり	かみそり	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換(かみそり ぶ てきぎこうかん 部は適宜交換)	ほん 1本
はきもの 履物	サンダル	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	そく 2足
	うんどうぐつ 運動靴	じゆけいしゃ かぎ たいよ 受刑者に限り貸与	はそんじこうかん 破損時交換	そく 1足
ぶんぼうぐ 文房具	えんぴつ 鉛筆	たいよ 貸与する	しよう つど 使用の都度	ほん 1本
	け 消しゴム	たいよ 貸与する	しよう つど 使用の都度	こ 1個
	ボールペン	たいよ 貸与する	しよう つど 使用の都度	ほん 1本
しょつきるい 食器類	めし 飯わん	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	こ 1個
	しる 汁わん	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	こ 1個
	さら 皿	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	てきぎすりよう 適宜数量
	はし	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	ぜん 1膳
	コップ	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	こ 1個
ざぶとん 座布団	ざぶとん 座布団	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	まい 1枚

※ じょうきしようきかん けいか まえ しきゅうひん ふそく たいよひん しょうふう  
 上記使用期間を経過する前に、支給品が不足したり、貸与品が使用不能とな  
 った場合には、ばあい しょくいん もう で  
 職員に申し出ること。

だい 第15 しぶつ とりあつかい  
私物の取扱い

1 しぶつ りょうちまた ほんにんほかん  
私物の領置又は本人保管

(1) にゅうしょじ も きんせん りょうち しせつ あず ほかん  
(1) 入所時に持ってきた金銭は、領置（施設が預かって保管すること）し  
ます。

(2) にゅうしょじ も ぶつびん ちゃくい ふく しょうない しょう ゆる  
のは交付してあなたたち自身に保管させ、所内で使用を許さないものは  
こうふ じしん ほかん しょうない しょう ゆる  
領置します。ただし、入所時に持ってきた物品が、次のアからエまでの  
りょうち にゅうしょじ も ぶつびん つぎ  
いずれかに該当する場合には、交付も領置もできないので、たくさ また  
はいき てつづき  
廃棄の手続をとることになります。

ア ほかん ふべん  
保管に不便なもの

イ ふはい また めっしつ  
腐敗し、又は滅失するおそれがあるもの

ウ きけん しょう  
危険を生ずるおそれがあるもの

エ こうじゅつ ほかんげんどりょうまた りょうちげんどりょう こ ばあい ちょうか  
後述する保管限度量又は領置限度量を超える場合における超過  
りょう そうどう  
量に相当するもの

(3) しょうない しょう ゆる ぶつびん ほかんしぶつ りょうち ぶつびん りょうちぶつ  
(3) 所内で使用を許す物品（保管私物）も領置する物品（領置物）にも、  
ぶんにょう せいげん とうじしゃ げん  
その分量には制限があります。ただし、あなたたちが当事者として、現  
けいぞく さいばんしょ じけん かん きろく た しょういまた うつ  
に係属している裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し  
およ めがね た ほせいきぐ りょうちぶつ ほかんしぶつ りょう はか さい  
及び眼鏡その他の補正器具については、領置物や保管私物の量を計る際  
べつあつかい ほかんしぶつおよ りょうちぶつ とりあつかい つぎ  
には別扱いとします。保管私物及び領置物の取扱いについては、次の  
じこう じゅんしゆ  
事項を遵守してください。

ア さいだいげんりょうち りょう りょうちげんどりょう りょうちばこ ばこ ようせき  
ア 最大限領置することのできる量（領置限度量）は、領置箱3箱（容積  
やく りょうちぶつ そうりょう りょうちげんどりょう こ ばあい  
約120リットル）であり、領置物の総量が領置限度量を超える場合に  
ちょうかりょう そうどう りょうちぶつ すみ たくさ また はいき てつづき  
は、超過量に相当する領置物について、速やかに宅下げ又は廃棄の手続  
をとること。

ぶつびん おお りょう ほかん  
なお、物品の大きさや量によっては保管できないことがあるので、そ

の場合には、速やかに宅下げ又は廃棄の手続をとること。

イ 保管私物を最大限所持することができる量（保管限度量）は、居室内に整備した私物収納バッグ1個及び居室内の私物棚1区画に収納できる量であり、私物収納バッグについては、整然と収納した状態で、開閉口のファスナーを閉めることができる容量を収納し、ファスナーが閉まらないほどに詰め込むことのないようにすること。

ウ 私物棚は、棚の仕切り板の上部から高さ10cmを超えない範囲で収納するようにすること。

なお、給貸与品についても、原則として貸与を受けた私物収納バッグ又は私物棚に収納することになるが、その分、保管限度量が増えるということではなく、貸与された私物収納バッグ及び私物棚の容量の範囲内で保管私物と給貸与品を所持することとなるので留意すること。

エ 保管私物の総量が保管限度量を超える場合には、超過量に相当する保管私物について、速やかに宅下げ又は廃棄の手続をとること。

## 2 購入又は差入れ

(1) 衣類（下着）、日用品、文房具その他の日常生活に用いる物品などについて、その購入又は差入れが許される品目、数量、規格などは、別に定める自弁・差入れ物品表のとおりです。

なお、領置物が領置限度量を超えていたり、保管私物が保管限度量を超えている場合には、購入が認められないことがあります。

(2) 自弁物品の購入については、所定の物品購入願箋により購入の手続をとることができます。領置金による購入と作業報奨金による購入とで願箋が違うので、間違わないように注意してください。購入受付日は、別途告知します。

眼鏡その他の補正器具等（詳しい品目は別に定める自弁・差入物品表

を参照のこと) や書籍等のほか、下着及び日用品、文房具その他の日常生活に用いる物品については、処遇上相当と認められる場合に限り許されます。

なお、作業報奨金による購入は、相当と認める場合に限り許されるので注意してください。

- (3) 差入れは、別に定める自弁・差入れ物品表に記載された品目のほかに、金銭や出所時に必要な衣類なども許可されますが、所内生活では、なるべく給貸与されるもので生活するようにし、家族等に余分な負担や迷惑を掛けないように心掛けてください。

なお、日用品の郵送差入れについては原則認めません。

- (4) 当所の規律及び秩序を害するおそれのある物、差入人が不良交遊関係者等で矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある物、差入人の氏名が不明な物、所内で使用を許されず釈放の際に必要な認められない物、保管に不便な物、その他領置も交付もできない物については、差入れは許可されません。

### 3 他者への交付及び廃棄

- (1) 保管私物及び領置物は、当所の規律及び秩序を害し、又は矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると判断した場合を除き、親族等の外部の人に交付(宅下げ)することができます。宅下げを希望する場合には願箋で申し出てください。

- (2) 保管私物を廃棄する場合には、ちり紙、書き損じた便箋などの消耗品類を除き、職員に申し出してから廃棄してください。領置物の廃棄については、釈放時領置調の際に受け付けるため、原則認めません。

### 4 領置限度量を超えた領置物又は保管限度量を超えた保管私物の処理は

既に述べたとおり、領置物の総量が領置限度量を超えた場合又は保管

しぶつ そうりょう ほかんげんどりょう こ ばあい ちょうかりょう そうとう りょうちぶつまた  
私物の総量が保管限度量を超えた場合には、超過量に相当する領置物又  
ほかんしぶつ たくさ また はいき しょくいん むね  
は保管私物を宅下げ又は廃棄しなければなりません。職員からその旨の  
こくち う たくさ はいき ばあい じべんこうにゆう  
告知を受けても、宅下げも廃棄もしようとしない場合には、自弁購入を  
せいげん ちょうかりょう そうとう りょうちぶつまた ほかんしぶつ ばいきやく また  
制限するほか、超過量に相当する領置物又は保管私物を売却し、又は  
はいき かのうせい  
廃棄することになる可能性があります。

だい 16 いりょうおよ ほけんえいせい  
第16 医療及び保健衛生

いりょう  
1 医療

しんりょう う ひと まいしゅうていきてき い む かんけいしよくいん じゅんかい  
診療を受けたい人は、毎週定期的に医務関係職員が巡回するので、  
たんとうしよくいん つう もう で きゅうびょう ばあい ていき  
担当職員を通じて申し出て下さい。ただし、急病の場合には、定期の  
しんさつ びがい たんとうしよくいん もう で し か しんりょう う  
診察日以外でも担当職員に申し出て下さい。また、歯科診療を受けた  
ひと たんとうしよくいん つう もう で しんりょう もう で ひと おお  
い人は、担当職員を通じて申し出て下さい。診療を申し出る人が多い  
ときは、しんりょう きんきゅうど しんりょう じゅんばん ぜんご  
診療の緊急度により診療の順番が前後することがあります。

しんりょう う さい しょうじょう しょうじき くわ の  
なお、診療を受ける際には、症状を正直に詳しく述べて下さい。

なん くつう いつわ おお うった  
何ともないのに苦痛があると偽ったり、わざと大げさに訴えたりしては  
いけません。また、わざと しょくじ た ほうほう びょうき よそお  
食事をしなかったり、その他の方法で病気を装  
たりすると、ただ ちりょう ができず、あなたたちの健康を害するばかりで  
なく、たにん めいわく けつ  
他人の迷惑にもなるので決してしてはいけません。

とうしょ しょほう くすり つぎ じこう じゅんしゅ  
当所から処方された薬については、次の事項を遵守して下さい。

とうよ くすり かなら し じ ふくよう しょくいん ほかん  
(1) 投与された薬は、必ず指示されたとおりに服用すること。職員が保管  
している薬は、くすり しょくいん めんぜん ふくよう の お やくほうし かなら  
職員の前で服用し、飲み終わったら薬包紙を必ず  
しょくいん ていしゅつ  
職員に提出すること。

とうよ くすり の た ひと と  
(2) 投与された薬をまとめて飲んだり、他の人とやり取りをすることは、  
じ たとも きけん しょう ぜったい  
自他共に危険を生じることがあるので、絶対にしないこと。

やくひん はんのう しめ ひと しょくいん もう で  
(3) 薬品などにアレルギー反応を示す人は、あらかじめ職員に申し出るこ  
と。

きゅうよう  
2 休養

しんさつ けつか しょうびょう きゅうよう しょうないせいかつ てびき  
診察の結果、傷病のため休養となったときは、この所内生活の手引の  
つぎ きゅうようかんじゃ こころえ まも いちにち はや けんこう かいふく  
ほか、次の休養患者の心得をよく守り、一日も早く健康を回復するよう  
りょうよう せんねん  
療養に専念して下さい。

い し し じ かくじつ まも  
ア 医師から指示されたことを確実に守ること。

- イ 症状が急変したときは、直ちに職員に申し出ること。
- ウ 薬は、定められた時間に必ず服用すること。
- エ 残った薬や喫食しなかった食事は、勝手に処分しないで、必ず職員に申し出ること。
- オ 運動、入浴を禁止されている人は、必ずそれに従うこと。
- カ 安静時間中（結核患者については午前10時から同11時20分までと午後零時45分から同2時までの2回、一般患者については午後零時45分から同2時まで）は、読書、交談等をやめ、静かに休養すること。
- キ 室内では静かにし、他室の人や室外の人と話をしないこと。
- ク 看護係とは看病用務以外の交談をしないこと。
- ケ 室内の清潔整頓を心掛けること。
- コ 原則病衣を着用すること。
- サ 暖房器具や窓枠に物を掛けないこと。
- シ 点検は、指定された位置で姿勢を正して受けること。

### 3 健康診断

あなたたちは、①当所に入所した後速やかに、②毎年1回定期的に、③当所における保健衛生上必要があるときに、健康診断を受けなければなりません。健康診断は、あなたたちの健康状態を確認するために行うものですが、多数の被収容者を集団で管理している当所において、所内の保健衛生を適正な状態に保つ上でも必要なものです。

### 4 指名医による診療

あなたたちの診療は、原則として当所の医師又は歯科医師あるいは当所が依頼した外部の医師又は歯科医師より行われます。ただし、法令に定められた要件を満たす場合には、あなたたちが刑事施設の職員でない医師又は歯科医師を指名して、その診療を受けることが許されることがあります。

この場合の診療に要した費用は、全て自己負担となります。健康保険制度の適用対象外であるので、相当な費用を要することになります。

## 5 保健衛生

### (1) 運動

運動は、原則として就業日には、毎日30分実施します。実施場所は、できる限り戸外とするよう配慮していますが、雨天等、様々な事情から屋内や居室内となる場合もあります。居室内で運動をする場合には、他の人の迷惑にならない程度に屈伸運動、ストレッチ体操などを行うようにしてください。

### (2) 入浴

入浴は、1週間に3回実施し、入浴時間は15分間（週に2回は15分間、1回は10分間）です。入浴は、身体を清潔にするだけでなく、血行を良くし、気分を爽快にするなど、保健上も大切なことです。皮膚病や性病にかかっていることがあらかじめ分かっている人は、職員に申し出てください。また、入浴の際は、職員の指示に従い、特に次の事項を守って、規律正しい動作を心掛けてください。

ア 入浴中は、話をしないこと。

イ 浴槽には、身体をよく洗ってから入ること。

ウ 浴槽内にタオルを入れたり、浸したりしないこと。

エ 湯、水、石けんなどを無駄遣いしないこと。

オ 洗面器などの備品を乱暴に取り扱わないこと。

### (3) 理髪等

ア 調髪は、おおむね1か月に1回実施します。髪型は、下記イに該当する人を除き、原型刈り（長さ0.2センチメートル程度に刈り上げるもの）か、前五分刈り（長さ1.6センチメートル程度に刈り上げるもの）



のうち好きな刈り方を選ぶことができます。

イ 次のいずれかに該当する者については、申出により中髪刈り（長さ5センチメートルまで髪をのばせるもの）が許可されます。

(ア) 制限区分が第1種の者

(イ) 委員面接が終了し、仮釈放準備のため必要のある人

(ウ) 残刑期3か月以内の人

(エ) 禁錮受刑者

(オ) 拘留受刑者

(4) もみあげを長くしたり、その他上記(3)に定めた以外の刈り方は許されません。

(5) かみそりによるひげそりは、入浴日に浴場で行うことになっています。他人に迷惑が掛からないよう指示されたとおりに速やかに行ってください。

## 6 その他

(1) 刑務所は、集団生活の場であることから、当所では、特に環境衛生に注意を払うとともに、感染症予防のための検便や結核予防のための健康診断などを行っているので、その趣旨を理解し、進んでこれを受け取るなど職員の指導に従い、協力してください。

(2) 集団生活においては、個人衛生の向上が全体を良くする基礎となるので、各人が衛生に気を遣い、次の事項を遵守して、良い習慣を身に付けていくことが大切です。

ア 洗濯の順番の日には、必ず着替えて、洗濯物を出すこと。

イ 爪は、常に短く切り、また、爪あかをためないように清潔に手入れをしておくこと。

ウ 食事前、用便後の手洗いは、確実に行うこと。また、炊事係及び配

しよくがかり ひと とく えいせい ちゅうい すいじ はいしよく おこな  
食 係 の人は、特に衛生に注意して炊事や配食を行うこと。

エ たんやつばを <sup>ところかま</sup>所 <sup>は</sup>構わず吐かないこと。

第17 面会、信書の発受、その他

1 面会

(1) 面会できる相手

面会は、当所が、次のアからウに示した人であると認めた人と許されます。また、交友関係の維持その他面会することを必要とする事情がある人についても、面会が許されることがあります。

ア 親族（内妻を含む。）

親族とは、配偶者、6親等内の血族（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど）及び3親等内の姻族（妻の父母、妻の兄弟姉妹など）のことで、内妻は、戸籍上本妻がいる場合には認められません。また、単なる友達ではなく、その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあったことが必要です。

イ 重大な利害に係わる用務の処理のため面会することが必要な人

あなたたちにとって、婚姻関係の調整その他の身分上の重大な利害に係わる用務、訴訟の遂行その他の法律上の重大な利害に係わる用務又は事業の維持その他の業務上の重大な利害に係わる用務があり、その用務を処理するためには面会することが必要と当所において認める人のことです。

この要件に当たるか否かについて、面会の申出がある都度、所定の用務の存在を証明するものの確認などを行います。

ウ 改善更生に資すると認められる人

あなたたちの更生保護に関係のある人、あなたたちの釈放後にあなたたちを雇用しようとする人など、その人と面会することがあなたたちの改善更生に資すると当所において認める人のことです。

この要件に当たるか否かは、面会の申出の際に判断します。ただし、

その後の面会内容や信書の発受の状況により、判断が変わることもあります。

## (2) 親族等申告票及び親族外申告票

ア 入所時に親族等申告票及び親族外申告票に、親族及びあなたたちが在所中に面会に來たり信書の発受をする可能性がある知人等の氏名、年齢（生年月日）、続柄（知人等の場合は、いつどのように知り合っただけで、その後どのような関係にある人か）、住所、職業などを記入してありますが、決して偽りの申告をしてはいけません。

なお、上記（1）の要件に当たるか否かは、面会申出の際に判断しますので、親族等申告票及び親族外申告票に記載した人が全て許可になるわけではありません。また、上記（1）のアからウに該当し原則として許可される人であっても、親族等申告票及び親族外申告票に記載がない場合には、あなたたちとの関係の確認に時間が掛かり、速やかに許可できないこともありますので、面会に來る可能性のある人について、あらかじめきちんと申告してください。

イ 面会の申出の際、親族あるいは引受人であることの確認ができない場合は、面会が許可にならないことがあるので、そのような場合を考え、あらかじめ、住民票、運転免許証などで親族関係又は面会申出者本人であることが確認できる物を携帯して來るよう親族等に連絡をとっておくことが必要です。

## (3) 面会できる日時、回数、人数、面会の場所等

ア 面会は、原則として行政機関の休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日）にはできません。受付時間は平日午前8時30分から午後4時（午後零時から同時30分までの時間を除く。）までです。

なお、窓口差入れ受付時間は、平日午前8時から午後零時、午後1時から同4時までです。

イ 面会は、一月につき2回まで行うことができます。この回数は、優遇区分によって増加することがあります。詳しくは、優遇措置のところで説明したとおりです。

なお、面会回数は、原則、被収容者一人について、1日に1回です。

ウ 面会時間は、原則として30分間ですが、重大な利害に係わる用務のための面会の場合又は面会来所者数が非常に多い場合などは、面会時間を延長又は短縮する場合があります。

エ 1回に面会できる人数は3人以下です。

オ 面会は、原則として面会室で行います。

カ 面会に際しては、必要に応じて、職員が立ち会い、録音・録画を行います。職員が立ち会わなかった場合には、面会終了後に会話内容を職員が聴取することがあります。

なお、当所の措置について訴訟を提起している場合における代理人である弁護士との面会など、一定の場合には立会いや録音・録画は原則として行いません。

#### (4) 面会時の心得

面会に当たっては、次の事項を遵守してください。

ア 面会は、定められた時間内に終わるように行うこと。

イ 大声を出したり、相手を脅したりなどしないよう穏やかに話をする  
と。

ウ 面会するとき職員の指示に従わず、又は次のいずれかに該当する言動があったときは、発言の制止、面会の一時停止又は面会終了の措置をすることがある。

(ア) 許可を受けずに外国語で話したり、又は隠語を用い、若しくは身振りなどで意思を通じるようなもの

(イ) 人を脅迫、侮辱、ひぼう・中傷するもの

(ウ) 犯罪を唆し、あるいはその手段、方法に関することを伝えるもの

(エ) 所内生活をわい曲したり、虚偽の事実を伝えるもの

(オ) 風紀を害し、あるいは行状不良を誇張するもの

(カ) 所内の秩序びん乱をあおり、又はそれを唆すもの

(キ) 職員や建物の配置など当所の警備に関するもの

(ク) 当所に収容されている人に関するもの

(ケ) その他職員が矯正処遇の適切な実施に支障を生ずると認められたもの

(コ) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

エ 面会の立会職員又は面会室に入室した職員が中止を指示したときは、その指示に従い、直ちに面会室から出ること。

オ あらかじめ許可を受けたもののほか、面会室には、書類、メモ又はその他の物を持ち込まないこと。

カ 面会に用いる言語は、原則として日本語であること。ただし、日本語を理解できない外国人の親族又は社会復帰のために特に必要と認められる人のうち、当所で対応できる限度において、外国語による面会を許すことができるので、該当する場合には、言語の種類と相手方及び外国語を使用する理由をあらかじめ申し出て許可を受けておくこと。

## 2 信書の発受

(1) 信書の発受ができる相手

信書の発受は、①犯罪性のある人、②信書を発受することにより、当所の規律及び秩序を害し、又はあなたたちの矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある人との間では行うことができません。ただし、親族（内妻を含む。）又は重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受するなどの場合には、内容に問題がなければ発受が認められます。

(2) 親族等申告票及び親族外申告票

面会のところで説明したとおりです。

(3) 信書の作成要領、通数及び発受の方法

発信は、一月につき4通まで行うことができます。この通数は、優遇区分によって増加することがあります。詳しくは、優遇措置のところで説明したとおりです。受信については通数制限はありません。

発信は、必要に応じて、職員が内容を検査します。発信については、必要な金額の郵券を発信用の封筒に自分で貼り付けた上、封をしないで提出してください。

なお、当所の措置について訴訟を提起している場合における代理人である弁護士との信書の発受など、一定の場合における信書の検査は、そうした信書に該当することを確認するために必要な限度で行います。また、信書の検査事務の円滑、迅速化のため、発信については、工場（居室）別に発信受付日が定められています。一度の受付日に発信できる通数は、優遇区分第1類及び第2類の人を除き、原則として2通以内とします。

もし、急用があるときは、その旨を職員に申し出てください。

信書の作成については、次の事項を遵守してください。

ア 便箋は、7枚以内を書くこと。それ以上書く必要があるときは、あらかじめ許可を受けること。また、便箋の1罫内に2行書いたり、欄外や

裏面に書いたりしないこと。1行の字数は、おおむね30字（ただし、横書き用便箋はおおむね25字）以内で大きく読みやすい字で書くこと。

イ 通信用紙は、原則、便箋を使用すること。

ウ 筆記具は、鉛筆又はボールペンを使用すること。

エ 封筒には通信文及び図画の記載をしないこと。

オ 信書は必ず自分で書くこと。自分で書くことができない人は、職員が代筆するので申し出ること。決して、他の人に代筆を頼んだりしないこと。

カ 発信の住所は、「東京都府中市晴見町4丁目10番地」で郵便番号は「183-8523」とすること。

キ 書留等の特別の発信をしたいときは、願箋にその旨を明記すること。

ク 原則として名宛人以外の人に対する信書を同封するなどしないこと。

特に必要な事情がある場合には、その旨を職員に申し出ること。

#### (4) 発受信の内容による制限等

発受する信書の検査をした結果、次の事柄に該当する内容のため発受が不適当なものは、一部を抹消し、若しくは削除し、又は発受を不許可にすることがあります。抹消し、若しくは削除し、又は不許可としたもの（抹消したものについては抹消部分の複製）は、原則として釈放時に交付しますが、場合によっては、交付しないこともあります。

ア 文章の意味の分からないもの、暗号、外国語（外国語の使用が許される場合を除く。）を使用するもの

イ 金品、返信、面会などを強要し、他人に迷惑を掛けるおそれのあるもの

ウ 人を脅迫、侮辱、ひぼう・中傷するもの

エ 犯罪を唆し、又はその手段若しくは方法に関することを伝えるもの



オ 所内生活をわい曲したり、虚偽の事実を伝えるもの

カ 風紀を害し、又は行状不良を誇張するもの

キ 所内の秩序びん乱をあおり、又はそれを唆すもの

ク 職員や建物の配置など当所の警備に関するもの

ケ 当所に収容されている人に関するもの

コ その他矯正処遇上不相当と認められるもの

(注) 信書とは意思を伝達する書面のことですが、あなたたちが作成した文書

図画(絵画など)についても、信書の取扱いに準じて、上記2で記載し

たとおり取り扱います。

### 3 その他

(1) 外国語による面会又は信書の発受を行う場合において、その内容を

確認するため翻訳又は通訳が必要なとき、相手方が、その被収容者の

国籍の大使館、親族、更生保護に関係する者等でない場合には、その費用

をその被収容者に負担させることがあります。

(2) 制限区分が第1種及び第2種の者、釈放前指導を受けている者などに

ついては、必要と認められる場合には、電話の使用を許すことがあります。

認められる相手方については面会の場合と同じです。

なお、電話の使用に係る費用は、原則として自分で負担することになります。

だい しょうばつ  
第18 賞罰

ほうしょう  
1 褒賞

(1) 他人の模範となる次のような善業のあった場合等に、その内容に応じ  
て賞金、賞品又は賞状の授与、賞詞その他所長の定めた賞遇があ  
ります。

ア 人命を救助したとき

イ 天災地変等に際し、所内の用務に就き、職員に協力して功労があ  
ったとき

ウ 一定期間（6か月以上）無事故であったとき

エ 一定期間（3か月以上）作業成績が優良であったとき

オ 作業に関して創意工夫を行ったとき

(2) 褒賞を受けると、優遇区分の評価が上がることにつながります。

ちようばつ  
2 懲罰

(1) 「被収容者遵守事項」に違反する行為があった場合又は規律及び秩序  
を維持するため必要があると判断して職員が行った指示に従わな  
かった場合には、懲罰（行政）処分を受けることがあります。

「被収容者遵守事項」は、この所内生活の手引とは別冊にして居室  
に備え付けてありますので、よく読んでおいてください。

(2) 懲罰の種類は、次のとおりであり、これらのうち、イからオまでの懲罰  
については、二つ以上の懲罰が併せて科されることがあり、オ及びカの  
懲罰は両者が併せて科されることがあります。また、閉居の際は、原則  
として矯正処遇を中止します。

ア 戒告

イ 禁錮受刑者又は拘留受刑者の作業の10日以内の停止

ウ 自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止

エ 書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

オ 作業報奨金計算額の3分の1以内の削減

カ 30日以内(懲罰を科する時に20歳以上の受刑者について、特に  
情状が重い場合には、60日以内)の閉居

(3) 反則品の国庫帰属処分

反則行為に用いた凶器など反則行為に係る物品は、一般的に、反則行為の調査の際に廃棄の手続きをとっています。もし、あなたたちが廃棄に同意しない場合には、懲罰の審査と同時に国庫帰属(行政)処分の審査も行うこととなります。

(4) 懲罰を科する手続

ア 所内で反則行為が行われた疑いがある場合には、職員が調査を行います。調査に当たっては、あなたたちを他の被収容者から隔離する場合があります。調査は厳正かつ公平に行いますので、職員から調査を受ける際には、隠し事はせず、自分が承知していることを包み隠さず正直に話をしてください。ただし、あくまでも任意の調査であるため、話したくないことは話さなかったとしても、そのことをもって不利益な取り扱いを受けることはありません。

なお、刑事事件として調査する場合には、あらかじめ黙秘権について告知を行います。

イ あなたたちに懲罰を科すことを検討しなければならないと判断した場合には、懲罰審査会が開かれ、口頭で弁解をする機会が与えられます。懲罰審査会の開催に先立ち、懲罰の原因となる事実の要旨及び懲罰審査会の開催予定日時等を記した書面を交付します。よく内容を読んで、要領よく弁解ができるよう準備してください。

ウ あなたたちを懲罰審査会で審査する場合には、あなたたちを補佐する

やくわり にな ほさにん しょくいん なか せんにな ほさにん  
役割を担う「補佐人」が職員の中から選任されます。補佐人は、あなた  
たちのことを思い、あなたたちの立場に立って、懲罰審査会で必要な  
いけん の ほさにん い みみ かたむ すなお きも  
意見を述べます。補佐人の言うことによく耳を傾け、素直な気持ちで  
ちょうばつしんさかい のぞ ころが  
懲罰審査会に臨むよう心掛けてください。

びょうき た りゆう ちょうばつしんさかい しゅつとう ばあい  
なお、病気その他の理由により、懲罰審査会に出頭できない場合に  
べんかいしょ さくせい みと しょうてい ようし こうふ べんかいないう  
は、弁解書の作成を認めます。所定の用紙を交付するので、弁解内容を  
きさい じ か ばあい しょうくいん べんかい ちょうしゅ  
記載してください。字が書けない場合などには、職員が弁解を聴取し、  
べんかいろくしゅしょ さくせい もう で  
弁解録取書を作成するので申し出てください。

エ ちょうばつ かん けつてい ないよう こくち  
懲罰に関する決定がなされると、あなたたちにその内容が告知されま  
す。ちょうばつ か むね こくち ばあい とく ししょう かぎ  
懲罰を科する旨の告知がなされた場合には、特に支障がない限り、  
そくじつちょうばつ しっこう かいし ちょうばつ しっこうちゅう じぶん おこな  
即日懲罰の執行が開始されます。懲罰の執行中は、自分が行った  
はんそくこうい はんせい に ど あやま おか こんご  
反則行為を反省するとともに、二度と過ちを犯すことがないよう、今後  
しょうないせいかつ い  
の所内生活に生かしてください。

ちょうばつ けつてい ばあい はんせい ねん いちじる みと ばあい  
(5) 懲罰が決定された場合でも、反省の念が著しいと認められた場合な  
どは、その懲罰の執行を延期し、又は免除されることがあります。

じあん ちょうばつ ぎょうせい しょぶん べつ じけんそうち こくそ こくはつ  
(6) 事案によっては、懲罰（行政）処分とは別に事件送致、告訴、告発  
そち けいじしょぶん  
などの措置（刑事処分のこと）をとることがあります。

だい 第19 不服申立て

1 審査の申請等

(1) 審査の申請の対象となる処分等

あなたたちに対してなされた次のアからセまでの措置に不服がある場合には、その措置を行った刑事施設を管轄する矯正管区の長に対して、書面で審査の申請をすることができます。括弧内には、それぞれの措置の根拠となる刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の条項を記載しています。審査の申請は、原則として措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内に行わないと不適法として却下されることとなりますので注意が必要です。

ア 領置されている現金の使用又は保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第49条、第50条）

イ 指名医の診療を受けることを許さない処分又は指名医の診療の中止（同法第63条第1項、第4項）

ウ 一人で行う礼拝その他の宗教上の行為の禁止又は制限（同法第67条）

エ 書籍等の閲覧の禁止又は制限（同法第70条第1項、第71条）

オ 書籍等の検査のため翻訳費用を負担させる処分（同法第70条第2項）

カ 隔離（同法第76条第1項、第154条第4項）

キ 釈放の際の作業報奨金の支給に関する処分（同法第98条第1項）

ク 障害手当金の支給に関する処分（同法第100条第2項（第82条第2項において準用する場合を含む。））

ケ 特別手当金の支給に関する処分（同法第100条第4項（第82条

第2項において準用する場合を含む。))

コ 信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限（同法第128条（第138条において準用する場合を含む。）、第129条、第130条第1項、第133条（これらの規定を第138条及び第145条において準用等する場合を含む。))

サ 釈放の際、発受禁止信書等の引渡しをしない処分（同法第132条第5項前段（第138条及び第145条において準用等する場合を含む。))。

なお、第132条第3項（第138条及び第145条において準用等する場合を含む。))の規定による引渡しに係るものに限る。)

シ 面会、信書の発受又は電話による通信の内容を確認するための通訳・翻訳費用を負担させる処分（同法第148条第1項、第2項）

ス 懲罰（同法第150条第1項）

セ 反則行為に係る物を国庫に帰属させる処分（同法第153条）

(2) 審査の申請については、後日、あなたたちに対して矯正管区の長から裁決書の謄本が送付されます。裁決書の謄本はあなたたちが刑事施設から釈放された場合であっても、あらかじめ届け出た送付先に送付されます。送付できない場合には、公示送達の手続（矯正管区が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき人に交付する旨を矯正管区の掲示場に掲示する手続）がとられます。

(3) 矯正管区の長の裁決に不服がある場合には、法務大臣に対して、書面で再審査の申請をすることができます。再審査の申請は、原則として裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内に行わないと不適法として却下されることとなりますので注意が必要です。

(4) 再審査の申請については、後日、あなたたちに対して法務大臣から

さいけつしょ とうほん そうふ さいけつしょ とうほん けいじしせつ  
裁決書の謄本が送付されます。裁決書の謄本は、あなたたちが刑事施設  
から釈放された場合であっても、あらかじめ届け出た送付先に送付され  
ます。送付できない場合には、公示送達の手続（法務省が裁決書の謄本  
を保管し、いつでもその送達を受けるべき人に交付する旨を法務省の  
掲示場に掲示する手続）がとられます。

## 2 事実の申告等

### (1) 事実の申告の対象となる職員の行為

あなたたちに対してなされた次のアからウまでの刑事施設の職員によ  
る行為について、その刑事施設を管轄する矯正管区の長に対して、書  
面で事実の申告をすることができます。事実の申告は、原則としてその申告  
に係る事実があった日の翌日から起算して30日以内に行わないと  
不適法な申告として処理されることとなりますので注意が必要です。

ア 身体に対する違法な有形力の行使

イ 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

ウ 違法又は不当な保護室への収容

(2) 事実の申告については、後日、あなたたちに対して矯正管区の長から  
通知の書面が送付されます。ただし、通知の書面が交付される前にあな  
たたちが刑事施設から釈放された場合には、通知はなされません。

(3) 矯正管区の長からの通知の内容に不服がある場合には、法務大臣に  
対して、書面で事実の申告をすることができます。法務大臣に対する事実  
の申告は、原則として矯正管区の長から通知を受けた日の翌日から  
起算して30日以内に行わないと不適法な申告として処理されること  
となりますので注意が必要です。

(4) 法務大臣に対する事実の申告については、後日、あなたたちに対して  
法務大臣から通知の書面が送付されます。ただし、通知の書面が交付さ

れる前まえにあなたたちが刑事施設けいじしせつから釈放しゃくほうされた場合ばあいには、通知つうちはなされません。

### 3 法務大臣ほうむだいじんに対する苦情たいの申出くじょう もうしで

(1) 自分じぶんに対する刑事施設たいの長けいじしせつの措置ちょうその他自分そちが受けた処遇たじぶん うについて苦情じょうがあるときは、法務大臣ほうむだいじんに対して書面しょめんで苦情くじょうの申出もうしでをすることができます。

(2) 苦情くじょうの申出もうしでについては、後日ごじつ、あなたたちが収容しゅうようされている刑事施設けいじしせつに法務大臣ほうむだいじんから処理結果しゅりけつかが通知つうちされます。刑事施設けいじしせつでは、あなたたちにその内容ないようを口頭こうとうで告知こくちします。処理結果しゅりけつかが出る前まえにあなたたちが刑事施設けいじしせつから釈放しゃくほうされた場合ばあいには、処理結果しゅりけつかは告知こくちされません。

### 4 監査官かんさかんに対する苦情たいの申出くじょう もうしで

(1) 自分じぶんに対する刑事施設たいの長けいじしせつの措置ちょうその他自分そちが受けた処遇たじぶん うについて苦情じょうがあるときは、監査官かんさかん（法務大臣ほうむだいじんに指名しめいされて実地監査じつちかんさをおこなう法務省ほうむしやうの職員しよくいん）に対して口頭こうとう又は書面しょめんで苦情くじょうの申出もうしでをすることができます。

(2) 口頭こうとうで苦情くじょうの申出もうしでを希望きぼうするときは、その旨むねを記載きさいした願箋がんせんを提出ていしゅつしてください。監査官かんさかんによる苦情くじょうの聴取ちやうしゅには、当所とうしょの職員しよくいんが立ち会うこととはありません。ただし、日本語にほんごが使用しようできず通訳つうやくが必要な場合ひつようには、当所職員とうしょしよくいんを通訳つうやくとして同席どうせきさせることがあります。この場合ばあいには、通訳つうやくをした職員しよくいんは、申出もうしでの内容ないようを当所とうしょの他の職員たには一切いっさい口外こうがいしません。

(3) 苦情くじょうの申出もうしでについては、後日ごじつ、あなたたちが収容しゅうようされている刑事施設けいじしせつに監査官かんさかんから処理結果しゅりけつかが通知つうちされます。刑事施設けいじしせつでは、あなたたちにその内容ないようを口頭こうとうで告知こくちします。処理結果しゅりけつかが出る前まえにあなたたちが刑事施設けいじしせつから釈放しゃくほうされた場合ばあいには、処理結果しゅりけつかは告知こくちされません。

### 5 刑事施設けいじしせつの長ちょうに対する苦情たいの申出くじょう もうしで

(1) 自分じぶんに対する刑事施設たいの長けいじしせつの措置ちょうその他自分そちが受けた処遇たじぶん うについて



くじょう しょちょう たい こうとうまた しょめん くじょう もうしで  
苦情があるときは、所長に対して口頭又は書面で苦情の申出をすることが  
できます。

(2) こうとう くじょう もうしで きぼう むね きさい がんせん ていしゅつ  
口頭で苦情の申出を希望するときは、その旨を記載した願箋を提出し  
てください。

くじょう ちょうしゅ しょちょういがい しめい しょくいん か おこな  
なお、苦情の聴取は、所長以外の指名された職員が代わって行うこ  
とがあります。

(3) しょめん くじょう もうしで きぼう むね きさい がんせん ていしゅつ  
書面で苦情の申出を希望するときは、その旨を記載した願箋を提出し  
てください。

しょめん じぶん か だいひつ きぼう あわ  
なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併  
せてその旨を申し出てください。その後の手続及び注意事項は次のとお  
りですので、よく読んで留意してください。

くじょう もうしで しょめん か こ はんいなく きかん してい  
ア 苦情の申出の書面は、7日を超えない範囲内で期間を指定するので、  
してい きかんない さくせい  
指定された期間内に作成すること。

さくせい あ しょうてい ようし しきゅう しょう  
イ 作成に当たっては、所定の用紙を支給するので、それを使用すること。

さくせい お くじょう もうしで しょめん しょくいん ていしゅつ  
ウ 作成を終えたときは苦情の申出の書面のみを職員に提出すること。

くじょう もうしで しょめんいがい しょめん あわ ていしゅつ みと  
エ 苦情の申出の書面以外の書面を併せて提出することは認めない。

(4) くじょう もうしで ばあい こうとう しょりけっか こくち しょりけっか  
苦情の申出をした場合には、口頭で処理結果が告知されます。処理結果  
こくち しょちょういがい しめい しょくいん か おこな  
の告知は、所長以外の指名された職員が代わって行うことがあります  
が、しょちょう しじ もと しょりけっか で まえ  
所長の指示に基づくものです。処理結果が出る前にあなたたちが  
どうしょ しゃくほう ばあい しょりけっか こくち  
当所から釈放された場合には、処理結果は告知されません。

## 6 ふくもうした かん りゅういじこう 不服申立てに関する留意事項

しょめん しんせいとう けいじしせつ ちょう たい くじょう もうしで のぞ きぼう  
書面での申請等（刑事施設の長に対する苦情の申出を除く。）を希望す  
るときは、その旨を記載した願箋を提出してください。

しょめん じぶん か だいひつ きぼう あわ  
なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併  
せてその旨を申し出てください。

ご てつづきおよ ちゅういじこう つぎ よ りゆうい  
その後の手続及び注意事項は次のとおりですので、よく読んで留意して  
ください。

(1) しんせいとう しよめん か こ はんいない きかん してい してい  
申請等の書面は、7日を超えない範囲内で期間を指定するので、指定さ  
れた期間内に作成すること。作成中の申請等の書面を保管する封筒を  
たいよ しんせいとう しよめん ふうとう い ほかん しゅつぎょう うんどう  
貸与するので、申請等の書面はその封筒に入れて保管し、出業、運動、  
にゅうよくとう さい ほかんふうとう い たんどくしつ つくえ うえ  
入浴等の際は、保管封筒に入れて、単独室については机の上に、  
きょうどうしつ しぶつだな うえ お しょくいん きよしつない けんさ  
共同室については私物棚の上に置いておくこと。職員が居室内の検査な  
どをおこな さい ふうとう ひょうめん しょくしゅけんさ しんせいとう  
どを行う際に、その封筒だけは、表面から触手検査をし、申請等の  
しよめんいがい もの はい かくにん きさいないよう  
書面以外の物が入っていないかどうかを確認するにとどめ、記載内容の  
ひみつ たも と あつか しょうち  
秘密が保たれるように取り扱うので承知しておくこと。

(2) さくせい あ しよてい ようし こうふ しよう  
作成に当たっては、所定の用紙を交付するので、それを使用すること。  
さくせい お むね しょくいん もう で しょくいん めんぜん しんせい  
作成を終えたときは、その旨を職員に申し出て、職員の面前で、申請  
とう しよめん しぶつ ふうとう い みずか ふう ていしゅつ しぶつ  
等の書面を私物の封筒に入れ、自ら封をして提出すること。私物の  
ふうとう ようい ひょう みずか ふたん ばあい  
封筒を用意するための費用を自ら負担することができない場合には、  
とうしょ ふうとう しきゅう もう で ふうとう しんせいしょういがい  
当所から封筒を支給するので申し出ること。封筒には、申請書等以外の  
ものにゆう  
ものを封入しないこと。

なお、どういつ ふふくもうした おこな ばあい かぎ さいだい けん しんせいしょう  
同一の不服申立てを行う場合に限り、最大3件の申請書等を  
どうじ はっそう  
同時に発送できる。

おって、しんせいしょう はっそうてつづき さい さくせい ちゅうし さい こうふ  
おって、申請書等の発送手続の際や作成を中止する際には、交付され  
ていすべ しんせいしょう ていしゅつ  
ている全ての申請用紙等を提出すること。

(3) ふふくもうした けいじしゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃとう しょう かん ほうりつ  
不服申立ては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に  
さだ けんり  
定められたあなたたちの権利である。あなたたちが、ちゅうちよすること  
なくもうした しょくいん たい ふりえきとりあつか  
なく申立てができるよう、職員には、あなたたちに対する不利益取扱  
いのきんし きむづ てびき よ わ  
いの禁止が義務付けられているので、この手引を読んでも分からないとき  
は、しょくいん たず しじ う  
は、職員に尋ねてその指示を受けること。

ひょう 8 しんせいしょうとう さくせいまた こうとう もうしで かくうけつけじかん  
 表 8 申請書等の作成又は口頭の申出の各受付時間

しんせいしょうとう しゅるい 申請書等の種類	へい じつ 平日	ぎょうせいきかん きゅうじつ 行政機関の休日
しんさ しんせい 審査の申請  さいしんさ しんせい 再審査の申請	つうじょう ねが ごと うけつけじかんおよ 通常の願ひ事の受付時間及び  やかん ごご じ ぶん 夜間は午後8時30分まで	どうさじげん さだ じかん 動作時限に定めのない時間  ごご じ ぶん あいだ (午後8時30分までの間)  きょうせいしどうびとう じゅんよう ※矯正指導日等において準用
じじつ しんこく きょうせいかんくちょうおよ 事実の申告(矯正管区長及  ほうむだいじんあ び法務大臣宛て)	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願ひ事の受付時間	どうさじげん さだ じかん 動作時限に定めのない時間  ごご じ ぶん あいだ (午後4時30分までの間)  きょうせいしどうびとう じゅんよう ※矯正指導日等において準用
くじょう もうしで ほうむだいじんおよ しょ 苦情の申出(法務大臣及び所  ちょうあ 長宛て)	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願ひ事の受付時間	う っ 受け付けない  きょうせいしどうびとう ごご じ ※矯正指導日等は、午後4時30  ぶん あいだ 分までの間
くじょう もうしで かんさかんあ 苦情の申出(監査官宛て)	まいとしべつとし じ 毎年別途指示する	まいとしべつとし じ 毎年別途指示する

ひょう 9 しんせいしょうとう はっそうまた ていしゅつ うけつけじかん  
 表 9 申請書等の発送又は提出の受付時間

しんせいしょうとう しゅるい 申請書等の種類	へい じつ 平日	ぎょうせいきかん きゅうじつ 行政機関の休日
しんさ しんせい 審査の申請  さいしんさ しんせい 再審査の申請	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願ひ事の受付時間  げんそくごご じ あいだ (原則午後3時までの間。ただ  きんようび げんそくごご じ し金曜日は原則午後2時まで)	どうさじげん さだ じかん 動作時限に定めのない時間  げんそくしやうご あいだ (原則正午までの間)  きょうせいしどうびとう どうさじげん ※矯正指導日等は、動作時限に  さだ じかん げんそくごご じ 定めのない時間(原則午後3時ま  あいだ きんようび げんそく での間。ただし金曜日は原則  ごご じ 午後2時まで)
じじつ しんこく きょうせいかんくちょうおよ 事実の申告(矯正管区長及  ほうむだいじんあ び法務大臣宛て)	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願ひ事の受付時間  ごご じ あいだ (午後3時までの間。ただし  きんようび ごご じ 金曜日は午後2時まで)	う っ 受け付けない  きょうせいしどうびとう どうさじげん ※矯正指導日等は、動作時限に  さだ じかん ごご じ 定めのない時間(午後3時までの

		あいだ 間。ただし金曜日は午後2時まで)
くじょう もうしで ほうむ だいじんおよ 苦情の申出 (法務大臣及び しよちょう あ 所長宛て)	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願い事の受付時間 ごご じ (午後3時までの間。ただし きんようび ごご じ 金曜日は午後2時まで)	う っ 受け付けない きょうせいしどうびとう どうさじげん ※ 矯正指導日等は、動作時間に さだ じかん ごご じ 定めのない時間 (午後3時までの あいだ 間。ただし金曜日は午後2時まで)
くじょう もうしで かん さかん あ 苦情の申出 (監査官宛て)	まいとしべつとし じ 毎年別途指示する	まいとしべつとし じ 毎年別途指示する

## 7 その他

(1) ここまで説明した不服申立てのほか、裁判所に訴状を提出して救済を求める方法や、検察庁に対して告訴、告発をするなどの方法も利用することができます。救済手続のため書面を発する官公庁等の住所を知りたいときは、教示願いの願箋により申し出てください。

### (2) 篤志面接委員

あなたたちが一身上のことや様々な事柄について専門的な知識や経験に基づく指導を受けることを希望する場合には、篤志面接委員制度を利用することができます。篤志面接委員には、社会福祉関係、法律関係、教育関係、保護関係、文芸関係などの専門家がいます。相談内容については、固く秘密が守られることになっているので、安心して相談ができます。

次の諸点をわきまえてこの制度を活用することにより、悩みの解消や人間としての成長に役立てるように心掛けてください。

特に面接の際は、次の事柄に注意してください。これらが守られないときその他篤志面接の趣旨に反したと立会職員が認めたときは、面接を

ちゅうし  
中止することがあります。

ア 各自かくじの裁判さいばん又は処遇またに関する問題しょうぐうには触れないこと。かん もんだい ふ

イ 篤志面接委員とくしめんせついいんと直接物品ちよくせつぶつびんの授受じゅじゅをしないこと。

ウ 外部がいぶの人ひととの通信つうしんその他連絡たれんらくの取次とりつぎを依頼いらいしないこと。

エ 篤志面接委員とくしめんせついいんに対し、物事ものごとを強要きょうようしたり、不穏当ふおんとうな言葉ことばや態度たいどを取らないこと。

だい 第20 しゃかいふっき 社会復帰

にゆうしょ どうじ しゃかいふっき む じゅんび はじ  
入所と同時に社会復帰に向けての準備が始まります。

1 ひきうけにん 引受人

ひきうけにん しゃくほうご せき にん も ひ う  
引受人とは、釈放後、あなたたちのことを責任を持って引き受けてくれ  
ひと つうじょう しんぞく しんぞく たの こんなん やと  
る人のことです。通常は親族ですが、親族に頼むのが困難なときは、雇い  
ぬし ちじん てきとう ひと えら  
主や知人などで適当な人を選ぶことになります。

てきとう ひきうけにん ばあい こうせい ほ ごしせつ ひきう いらい  
適当な引受人がない場合には、更生保護施設に引受けを依頼すること  
ができます。

2 せいかつかんきょうちょうせい 生活環境調整

ひきうけにん もう で ひと きじゅうよていち  
あなたたちが引受人となつてほしいと申し出た人や帰住予定地につい  
ては、ほ ごかんさつじょ ちょうさ てきとう はんだん  
ては、保護観察所において調査し、適当であるかどうかの判断をするとと  
もに、しゃかいふっき えんかつ ちょうせい おこな せいかつかんきょう  
もに、社会復帰を円滑にするための調整を行います。これを生活環境  
ちょうせい せいかつかんきょうちょうせい そうとう きかん ひつよう  
調整といいます。生活環境調整には相当の期間が必要となりますが、そ  
けっか ほ ごかんさつじょ つうち こくち  
の結果が保護観察所から通知されたら、告知します。

ひきうけにん ひきうけにん てきとう つうち き  
また、引受人については、引受人として適当であるとの通知が来てから、  
せいしき にんてい  
正式に認定されることになります。

3 ひきうけにん へんこうとう 引受人の変更等

ひきうけにん きじゅうよていち へんこう ばあい たみぶんじょう へんどう ばあい  
引受人や帰住予定地を変更する場合その他身分上の変動があった場合  
には、すみ がんせん とど で  
には、速やかに願箋により届け出てください。

4 しゃくほう 釈放

(1) まんきしゃくほう 満期釈放

けいき まんりょう しゃくほう しゃくほうび ちか しょくいん  
刑期を満了すると釈放となります。釈放日が近くなったら、職員  
めんせつ しんぱい そうだん  
が面接するので、心配なことがあれば相談してください。

しゃくほうご ほ ごかんさつじょ えんじょ きぼう ひと ほ ご こうふ  
釈放後、保護観察所の援助を希望する人には、保護カードを交付するの  
で、それをもちつて ほ ごかんさつじょ い そうだん  
で、それを持って保護観察所に行き、相談してください。

## (2) 仮釈放

ア 仮釈放を許すべきかどうかに関する審理は、関東地方更生保護委員会が行うこととされています。

イ 関東地方更生保護委員会における審理は、悔悟の情（よく反省しているかどうか）、改善更生の意欲、再び犯罪をするおそれ、保護観察に付することの相当性及び社会の感情の各観点から行われることとされています。

## 5 就労支援

釈放後の就労を支援するために、公共職業安定所と連携した職業相談等を行っています。就労支援を希望する人は職員に申し出てください。実施の可否については、審査の上で決定します。

## 6 釈放前指導

釈放前には、一定期間、釈放前の指導を行います。釈放前指導の期間には、釈放後の社会生活に必要なとなる知識などについて説明があるので、社会復帰に備えてください。

だい 21 こくみんねんきん  
第21 国民年金

1 こくみんねんきんせいど  
1 国民年金制度

(1) にほんこくない じゅうしよ ゆう さいいじょう さいみまん ひと こくみんねんきん  
日本国内に住 所を有する 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年金の  
ひ ほけんしゃ げん こうせいねんきんとう た こうてきねんきん かにゆう ばあい  
被保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を  
のぞ きょうせいしせつしゅうようちゅう ほけんりょう のうふ かくしゅとどけで  
除き、矯正施設収 容 中 であっても、保険料の納付や各種届出をする  
ぎ む  
義務があります。

ねんきん じゅきゅうしかくきかん み ばあい さいちよう  
なお、年金の受 給資格期間を満たしていないなどの場合は、最 長 70  
さい かん にんいかにゆう ほけんりょう おさ  
歳までの間、任意加入して保険料を納めることができます。

(2) こくみんねんきん ろうご ろうれいき そねんきん おも しょうがい お  
国民年金には、老後のための老齡基礎年金や、重い障 害を負ったとき  
しょうがい き そねんきん いぞく せいけい ささ いぞくき そねんきん  
のための障 害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があり  
ます。

れいわがねん がつ こくみんねんきん じゅきゅうしゃ いったい しょとく  
なお、令和元年 10 月から、国民年金の受 給者のうち、一定の所得の  
はんいなるもの しょてい せいきゅうてつぎ おこ ねんきんせいかつしゃ  
範囲内にある者については、所定の請 求手続を行なえば、年金生活者  
しえんきゅうふきん じゅきゅう けいまた ほ ごしょぶん しつこうとう う  
支援給付金を受 給できます(ただし、刑又は保護処分の執行等を受ける  
あいだ じゅきゅう  
間は受 給できません。 )。

(3) ほけんりょう みのお ほうち しょうらい ろうれいき そねんきん  
保険料を未納のまま放置すると、将 来の老齡基礎年金や、いざという  
しょうがい き そねんきん いぞくき そねんきん う と ばあい  
ときの障 害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があ  
るので、必 ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には、下記  
てつぎ おこな  
2 の手続 を行 うよう にしてください。

(4) ほけんりょう のうふきげん よくげつまつじつ ねんいなる のうふ  
保険料は、納付期限 (翌月末日) から 2 年以内であれば納付することが  
できます。

(5) じゅうみんとうろく ひと どうしょしょちょう しゅうようしょうめいしょ てん  
住 民登録がない人については、当所所 長による収 容証明書を添  
ぶ じゅうみんとうろく おこな とどけで てつぎ おこな  
付することにより、住 民登録を行わなくても、届出などの手続を行 う  
ことができます。

じゅうみんとうろく ひと どうしょ しょざいち じゅうしよ  
なお、住 民登録がない人については、当所の所在地を住 所として



じゅうみんとうろく てつづき おこな かのう  
住民登録する手続を行うことも可能です。

## 2 保険料免除制度等

(1) 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合等、届出によって、保険料納付の免除を受けられるほか（法定免除）、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則として住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合（申請免除）があります。

なお、通常、住民登録がない期間については申請免除の対象となりませんが、当所所長による収容証明書等を添付して手続を行うことにより、当所への収容期間については申請免除の対象となります。ただし、その場合は、当所の所在地を管轄する年金事務所へ免除申請書を提出することになります。

(2) 申請免除の手続には所得審査があるところ、税の申告が行われていない場合であっても所得が少ないときは、所得の申立書を添付することで申請免除の手続が可能となっています。また、所得がない場合は、所得の申立書の添付は不要です。

なお、保険料納付の免除は、所得基準や失業等を理由として認められますが、矯正施設に収容されたことは免除要件に該当しません。

(3) 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される場合と保険料の一部が免除される場合があります。

(4) 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われるので、注意してください。

(5) 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得によ

おこな  
り行われます。

(6) 世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えるときは申請免除が受けられませんが、50歳未満の人については、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付の猶予が認められる場合があります(納付猶予)。また、納付猶予の申請手続については(1)及び(2)の申請免除の手続と同様です。

(7) 申請免除と納付猶予の承認期間については、7月から翌6月までですが、過去2年分まで遡及して申請することができます。

(8) 申請免除及び納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。ただし、全額免除及び納付猶予に限っては、翌年度以降も免除又は猶予の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略できる場合があります。

なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査において、税の申告が行われていない場合は、年金事務所から所得の申立書を提出するよう求められます。また、住民登録が行われていない場合は、年金事務所から収容証明書等の提出を求められます。

(9) 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができます。

(10) 収容中に収容証明書等を添付した上で各種手続を行った人については、社会復帰した後、市区町村役場等において、速やかに住所登録の手続を行う必要があります(市区町村役場等で住民登録が行われることにより、年金事務所管理する住所も自動的に変更が行われます)。

なお、社会復帰した後に、遡って申請免除の手続を行うに当たっては、収容証明書等を添付することにより、住民登録が行われておらず、当所に収容されていた期間も申請免除の対象となります。

### 3 支給停止等の届出について

(1) 20歳前の傷病による障害基礎年金については、刑又は保護処分<sup>けいまた ほ ごしょぶん</sup>の執行等<sup>しつこうとう</sup>により支給停止<sup>しきゅうていし</sup>となるため、受給者<sup>じゅきゆうしゃ</sup>は「国民年金受給権者<sup>こくみんねんきんじゅきゆうけんしゃ</sup>支給停止事由<sup>ていしじゆうがいとうとどけ</sup>該当届<sup>ていしじつ ひつよう</sup>」の提出<sup>ていしじつ</sup>が必要です。

支給停止<sup>しきゅうていし</sup>の届出<sup>とどけ</sup>をしないまま受給<sup>じゅきゆう</sup>を続けると、後日<sup>ごじつ</sup>、遡<sup>さかのぼ</sup>って支給停止<sup>しきゅう</sup>が行われ<sup>ていし</sup>、誤<sup>おこな</sup>って支給<sup>あやま</sup>された額<sup>しきゅう</sup>の返還<sup>がく</sup>を求め<sup>へんかん</sup>られることとなること<sup>もと</sup>から、該当<sup>がいとう</sup>する場合は、必要<sup>ばあい</sup>な届出<sup>ひつよう</sup>を行<sup>とどけ</sup>うようにしてください<sup>おこな</sup>。

なお、出所後<sup>しゅつしよご</sup>に再び受給<sup>ふたたび</sup>するための手続<sup>じゅきゆう</sup>については、年金事務所<sup>てつづき</sup>のお客様相談室<sup>ねんきんじむしょ</sup>又は市町村<sup>きゃくさまそうだんしつまた</sup>の窓口<sup>しちょうそん</sup>で確認<sup>まどぐち</sup>することができます<sup>かくにん</sup>。

(2) 特別障害給付金<sup>とくべつしょうがいきゅうふきん</sup>については、刑<sup>けい</sup>の執行等<sup>しつこうとう</sup>により受給資格<sup>じゅきゆうしかく</sup>が消滅<sup>しょうめつ</sup>するため、受給者<sup>じゅきゆうしゃ</sup>は「特別障害給付金受給資格消滅届<sup>とくべつしょうがいきゅうふきんじゅきゆうしかくしょうめつとどけ</sup>」の提出<sup>ていしじつ</sup>が必要です<sup>ひつよう</sup>。

資格消滅<sup>しかくしょうめつ</sup>の届出<sup>とどけ</sup>をしないまま受給<sup>じゅきゆう</sup>を続けると、後日<sup>ごじつ</sup>、遡<sup>さかのぼ</sup>って資格消滅<sup>しかく</sup>が行われ<sup>しょうめつ</sup>、誤<sup>おこな</sup>って支給<sup>あやま</sup>された額<sup>しきゅう</sup>の返還<sup>がく</sup>を求め<sup>へんかん</sup>られることとなること<sup>もと</sup>から、該当<sup>がいとう</sup>する場合は、必要<sup>ばあい</sup>な届出<sup>ひつよう</sup>を行<sup>とどけ</sup>うようにしてください<sup>おこな</sup>。

なお、出所後<sup>しゅつしよご</sup>に再び受給<sup>ふたたび</sup>するための手続<sup>じゅきゆう</sup>については、市町村<sup>てつづき</sup>の窓口<sup>しちょうそん</sup>で確認<sup>まどぐち</sup>することができます<sup>かくにん</sup>。また、所定<sup>しよてい</sup>の手続<sup>てつづき</sup>を行<sup>おこな</sup>った翌月分<sup>よくげつぶん</sup>から支給<sup>しきゅう</sup>されるため、出所後<sup>しゅつしよご</sup>、速やか<sup>すみ</sup>に手続<sup>てつづき</sup>を行<sup>おこな</sup>うようにしてください<sup>おこな</sup>。

(3) 年金生活者支援給付金<sup>ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきん</sup>については、刑<sup>けいまた</sup>又は保護処分<sup>ほ ごしょぶん</sup>の執行等<sup>しつこうとう</sup>により受給資格<sup>じゅきゆうしかく</sup>が消滅<sup>しょうめつ</sup>するため、受給者<sup>じゅきゆうしゃ</sup>は「年金生活者支援給付金不支給<sup>ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきんふしきゅう</sup>事由<sup>じゆうがいとうとどけ</sup>該当届<sup>ていしじつ ひつよう</sup>」の提出<sup>ていしじつ</sup>が必要です<sup>ひつよう</sup>。

資格消滅<sup>しかくしょうめつ</sup>の届出<sup>とどけ</sup>をしないまま受給<sup>じゅきゆう</sup>を続けると、後日<sup>ごじつ</sup>、遡<sup>さかのぼ</sup>って資格消滅<sup>しかく</sup>が行われ<sup>しょうめつ</sup>、誤<sup>おこな</sup>って支給<sup>あやま</sup>された額<sup>しきゅう</sup>の返還<sup>がく</sup>を求め<sup>へんかん</sup>られることとなること<sup>もと</sup>から、該当<sup>がいとう</sup>する場合には、必要<sup>ばあい</sup>な届出<sup>ひつよう</sup>を行<sup>とどけ</sup>うようにしてください<sup>おこな</sup>。

なお、出所後<sup>しゅつしよご</sup>に再び受給<sup>ふたたび</sup>するための手続<sup>じゅきゆう</sup>については、年金事務所<sup>てつづき</sup>の

きゃくさまそうだんしつ かくにん しょうてい てつづき おこな  
お客様相談室で確認することができます。また、所定の手続を行った  
よくつきぶん しきゆう しゅっしょご すみ てつづき おこな  
翌月分から支給されるため、出所後、速やかに手続を行うようにしてく  
ださい。

#### 4 その他

ねんきん ふめい てん ばあい どうしょ えつらんしりょう そな つ  
年金について不明な点がある場合には、当所において閲覧資料を備え付  
ける等としており、また、ほけんりょうのうふ ねんきんみこみがくしさん ほんにん ねんきんきろく  
等に基づく相談を希望する場合は、もよ ねんきんじむしょ しょくいん しどう  
等を受けることもできるので、しょくいん もう で  
職員に申し出てください。

第22 自動車運転免許更新（平成13年6月20日以降に収容された者について）

- 1 収容期間中に運転免許が失効し、失効日から起算して3年未満に出所する場合は、出所日から1か月以内に免許申請すれば、学科試験及び技能試験が免除されます。出所後1か月の間に運転免許失効日から起算して3年を経過する日が到来した場合には、同日以降に手続を行うと、全ての試験を再受験しなければならないので、特に留意してください。
- 2 収容期間中に運転免許が失効し、失効日から起算して3年を経過し、出所後の運転免許を再取得する場合は、全ての試験を再受験しなければなりません。
- 3 収容期間中に運転免許が失効し、失効日から6か月を経過しないで出所した者については、出所後、失効日から6か月を経過しない日までは学科試験及び技能試験は免除されます。
- 4 運転免許取得後1年以内に合計3点以上の違反をした者は、再受験が必要になる場合があります、これを受験せずに1回目の更新をしなかった者は、すべての試験を再受験する必要があるので留意してください。
- 5 試験の一部が免除される場合は、いずれについても矯正施設に収容されている状態が継続していることが必要であり、手続上、収容証明書が必要となります。

だい せんきょけん こうしとう  
第23 選挙権の行使等

せんきょけん  
1 選挙権

にほんこくみん ねんれいまん ねんいじょう ひと しゅうぎいんぎいんおよ さんぎいんぎいん  
日本国民で年齢満18年以上の人は、衆議院議員及び参議院議員  
せんきょ とうひょう  
選挙で投票することができます。また、日本国民で年齢満18年以上の  
ひと ひ つづ げつじょうしちようそん くいきない じゅうしょ ゆう ひと  
人であり、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する人は、そ  
のぞく ちほうこうきょうだんたい ぎかい ぎいんおよ ちよう せんきょ とうひょう  
の属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙で投票することがで  
きます。ただし、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでは、投票  
せんきょ とうひょう  
することはできません。

ふざいしゃとうひょう  
2 不在者投票

(1) しちようそん せんきょにんめいぼ とうろく ひと ふざいしゃとうひょう  
市町村の選挙人名簿に登録されている人は、不在者投票をすること  
ができます。ふざいしゃとうひょう きぼう ひと じしん せんきょにんめいぼ ぞく  
不在者投票を希望する人は、自身で、選挙人名簿の属する  
しちようそん せんきょかんりいいんかい いいんちよう たい とうひょうようしとう こうふ  
市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙等の交付を  
せいきゅう  
請求することができます。

(2) つぎ せんきょ かん  
次の選挙に関しては、あなたの代わりに当所が不在者投票の手続を  
おこな とうしょ ふざいしゃとうひょう おこな とき ほうそうとう こくち  
行います。当所が不在者投票を行う時には、放送等により告知しま  
すので、ふざいしゃとうひょう きぼう ばあい してい ひ ねが で  
不在者投票を希望する場合は、指定された日までに願い出てく  
ださい。

じむしょりじょう りゆう ねが で にちじ ふざいしゃとうひょう  
なお、事務処理上の理由から、願い出た日時によっては、不在者投票  
ができない場合があります。

- しゅうぎいんぎいんせんきょ さいこうさいばんしよさいばんかん こくみんしんさ ふく  
・ 衆議院議員選挙（最高裁判所裁判官の国民審査を含む。）
- さんぎいんぎいんせんきょ  
・ 参議院議員選挙
- とうきょううち じ せんきょ とうきょうと せんきょにんめいぼ とうろく もの かぎ  
・ 東京都知事選挙（東京都の選挙人名簿に登録されている者に限る。）
- とうきょうとぎかいぎいんせんきょ とうきょうと せんきょにんめいぼ とうろく もの かぎ  
・ 東京都議会議員選挙（東京都の選挙人名簿に登録されている者に限る。）
- ふちゅうしちようせんきょ ふちゅうし せんきょにんめいぼ とうろく もの かぎ  
・ 府中市長選挙（府中市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）
- ふちゅうしぎかいぎいんせんきょ ふちゅうし せんきょにんめいぼ とうろく もの かぎ  
・ 府中市議会議員選挙（府中市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）

だい  
第24 むすび

いじょう しょうないせいかつ うえ ひつよう ちしき こころえじこう ひと しょうかい  
以上、所内生活をする上で必要な知識や心得事項を一とおりに紹介しま  
したが、まだ理解できないところや、ふめい 不明なところがある人は、勝手に判断  
して行動することなく、しよくいん そうだん 職員に相談して、まちがい 間違いなくただ 正しい所内生活を  
おく 送れるようどりよく 努力してください。

とうしょ しょうない  
当所では、あなたたちが、みずか 自らの立場に十分な自覚を持ち、この「しょうない  
生活の手引」に書かれているようなまじめ 真面目なしょうないせいかつ 所内生活を積み重ねて、1日  
はや 早くけんぜん 健全なしゃかいじん 社会人としてしゃかいふつき 社会復帰していくことを望んでいます。そして、  
そのためにひつよう 必要なしどう 指導やえんじょ 援助は、お 惜しみなくおこな 行うことをしょうぐう 処遇の基本方針と  
しています。

べってん きよしつせいとんようりょうとう しゃしん  
別添「居室整頓要領等（写真）」



きょうどうしつせいとんよりょうとう  
共同室整頓要領等



※ きょうどうしつせいとんよりょうとう  
共同室整頓要領



※ きょうどうしつふとんせいとんよりょうとう  
共同室布団整頓要領 (斜めから撮影)



※ きょうどうしつふとんせいとんよりょうとう  
共同室布団整頓要領 (上から撮影)

やかんたんどくしつせいとんようりょうとう れい にし とうやかんたんどくしつ  
夜間単独室整頓要領等【例：西3棟夜間単独室】



※ やかんたんどくしつせんめんだい しゅうへんせいとんようりょうとう  
夜間単独室洗面台トイレ周辺整頓要領等



※ やかんたんどくしつせいとんようりょうとう いりぐちしょうめん さつえい  
夜間単独室整頓要領等 (入口正面から撮影)



※ やかんたんどくしつしよっきるいせいとんようりょうとう  
夜間単独室食器類整頓要領等

テレビ視聴位置・通常生活位置等【例：西4棟夜間単独室】



※ トイレが向かって左側にある居室のテレビ視聴位置  
(トイレが右側にある居室は左右対称とする。)



※ トイレが向かって左側にある居室の通常生活位置  
(トイレが右側にある居室は左右対称とする。)



※ 保管バッグを置く位置

やかんたんどくしつせいとんようりょうとう れい ひがし どうやかんたんどくしつ  
夜間単独室整頓要領等【例：東2・3棟夜間単独室】



※ やかんたんどくしつせいとんようりょうとう  
夜間単独室整頓要領等



※ やかんたんどくしつ しゅうへんせいとんようりょうとう  
夜間単独室トイレ周辺整頓要領等

ちゅうやたんどくしつせいとんようりょうとう  
昼夜単独室整頓要領等



ちゅうやたんどくしつせんめんだい しゅうへんせいとんようりょうとう  
※ 昼夜単独室洗面台トイレ周辺整頓要領等



ちゅうやたんどくしつせいとんようりょうとう いりぐちしょうめん さつえい  
※ 昼夜単独室整頓要領等 (入口正面から撮影)


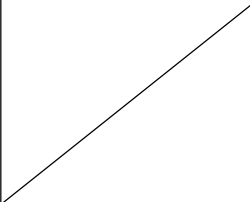






ちゅうやたんどくしつしょっきるいせいとんようりょうとう  
※ 昼夜単独室食器類整頓要領等

# しんぐるいせいとんようりょう 寝具類整頓要領

しんぐとう 寝具等	せいり 整理ポイント	せい とん よう りょう 整 頓 要 領			
しきぶとん 敷布団	み お 三つ折り				
かけぶとん 掛布団	よ お 四つ折り				
もうふ 毛布	や お 八つ折り				
しきふ 敷布	や お 八つ折り				
まくら 枕	かたち ととの 形を整え る				
パジャマ	ていさいよ かたち 体裁良く形 を整える				
<p>※ したから ①敷布団 ②掛布団 ③毛布 ④敷布 ⑤パジャマ ⑥枕</p>	<p> しんぐとう べんじょがわ お ※寝具等は便所側に置くこと おりめ そろ かさ ※折目を揃えて重ねること</p>	<p> か き きかん たい ※夏季期間にタオルケットを貸 与されている場合の寝具整頓</p>			

か き かけぶとん しょう ばあい かけぶとん せいりせいとんようりょうとう  
**夏期に掛布団を使用しない場合の掛布団の整理整頓要領等**

きよしつ しゅるい 居室の種類	ふとん 布団の お かつ 折り方	せい とん よう りょう 整 頓 要 領	び こう 備 考
きょうどうしつ 共同室	よ お 四つ折り		1 長机を並列にする。 2 掛布団を四つ折りにする。 3 掛布団を重ねるのは3段までとする。 4 病棟養護工場において、本整頓要領のとおり整頓できない場合は、居室内の適宜の空きスペースに重ね置くこと。ただし、重ねるのは3段までとする。
			掛布団を長机に置いた場合、バツ缶及び爪楊枝は、一時的に空いている私物棚に置いて差し支えない。
きょうどうしつ 共同室	ふた お 二つ折り		1 共同室で5人以下の場合、便所前の空いている就寝位置に重ね置くことを認める。 2 掛布団を重ねるのは3段までとする。
たんどくしつ 単独室	ふた お 二つ折り		私物バッグを置く方の空きスペースに置く（トイレの位置が逆側の居室は左右対称）。
たんどくしつ 単独室 (ベッド)	ふた お 二つ折り		机に置く場合。
			椅子に置く場合。

別表

男性受刑者が自弁できる物品（自弁・差入物品表）

1 衣類

区分	品名	対象者			摘要・規格等	使用場所		1回で購入できる上限数量
		優1のみ	優3以上	ぜん全		工場	居室	
下着	シャツ			○	ランニングシャツ・半袖シャツ・長袖シャツ（白色のみ） 冬メリヤス（単色かつ華美ではないもの）	※	※	6枚 4枚
	パンツ			○	ブリーフ型、パンツ型又はボクサーパンツ型（華美ではないもの（補修用ゴムひもを含む。））	※	※	6枚
	ズボン下			○	冬メリヤス（単色かつ華美ではないもの（補修用ゴムひもを含む。）） 冬物に限る。	※	※	4枚
靴下	靴下			○	単色かつ華美ではないもの。ただし、取替される際に所持していた物に限り、ワンポイント柄を認める。	※	※	4足
寝衣	パジャマ	○					※	1組

2 食料品及び飲料並びに嗜好品

区分	品名	対象者			摘要・規格等	使用場所		1回で購入できる上限数量
		優1のみ	優3以上	ぜん全		工場	居室	
食料品及び飲料	米飯類	○		●	食料品について、一食分の食事として自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。この場合、その食料品は一食分の食事と評価できる分量のものでなければならない。 優遇区分第1類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通働作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。			別途指定
	パン類	○		●				
	麺類	○		●				
	惣菜類	○		●				
	茶	○		●				
	コーヒー	○		●				
	紅茶	○		●				
	ココア	○		●				
	果実飲料 清涼飲料 その他の飲料	○		●				
嗜好品	菓子		○	●	優遇区分第1類及び第2類の受刑者については1月2回以上、優遇区分第3類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通働作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。			別途指定
	あめ類		○	●				
	氷物		○	●				
	果物類		○	●				
	茶		○	●				
	コーヒー		○	●				
	紅茶		○	●				
	ココア		○	●				
	果実飲料 清涼飲料 その他の嗜好飲料		○	●				



3 室内装飾品

区分	品名	対象者			摘要・規格等	使用場所		1回で購入できる上限数量
		優1のみ	優3以上	ぜん全		工場	居室	
室内装飾品	生花		○	●	花瓶の自弁が許される場合に限る。		※	適量
	花瓶		○	●	制限区分第1種から第3種までの者に限る。 プラスチック製		※	1個
	写真立て		○	●	プラスチック製又は木製のものに限る。		※	1個
	書画	○		●	額縁の自弁が許される場合に限る。		※	1枚
	額縁	○		●			※	1個

4 日用品、文具具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品

区分	品名	対象者			摘要・規格等	使用場所		1回で購入できる上限数量
		優1のみ	優3以上	ぜん全		工場	居室	
日用品	タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、靴、その他の日用品			○		※	※	2枚
	ナイロントオル	優2以上のみ			華美又は派手ではなく、特定団体等を誇示又は表記していないもの	※	※	2枚
	ハンカチ			○		※	※	2枚
	石けん			○	浴用石けん	※	※	3個
	ボディークリーム	優2以上のみ			入浴用液体石けん	※ 工場 浴室	※ 居室棟 浴室	1本
	石けん容器(箱型)			○	フタがあるものに限る。	※	※	2個
	シャンプー			○		※ 工場 浴室	※ 居室棟 浴室	1本
	くし			○	ヘアブラシを含む。蓄髪の許可を受けている者が必要と認めるときに限る。		※	1本
	整髪料			○	蓄髪の許可を受けている者が必要と認めるときに限る。		※	1個
	電池式かみそり			○	収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含む。		※	1個
	シェービングクリーム			◎	留意事項3参照	※ 工場 浴室	※ 居室棟 浴室	1個
	歯ブラシ			○			※	1本
	歯磨き			○	半練チューブ入り		※	1本
	歯ブラシケース			○			※	1本
	運動靴			○	靴ひもを含む。	※	※	1足
	ちり紙			○	1束700枚程度のもの	※	※	1束
	耳かき			○	木、竹又はプラスチック製		※	1個
	箸			○	木、竹又はプラスチック製		※	1膳
	箸容器			○	木、竹又はプラスチック製		※	1個
	置き時計			◎	電池を含む。 留意事項2参照		※	1個
置き鏡			◎	留意事項3参照		※	1個	
クリーム類			○			※	1個	
汗止め用粉末			○			※	1個	

タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、靴、その他の日用品	バフ		○			※	1個
	制汗剤		○		スプレー式のものを除く。	※	1個
	綿棒		○			※	1箱
	サンダル		○		スリッパを含む。	※	2足
	座布団		○		華美又は派手ではなく、特定団体等を誇示又は表記していないもの	※	1枚
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品	消しゴム		○		消しゴム又は砂消しゴム	※	各1個
	シャープペンシル		○		簡易な構造のもの以外は優越区分第1類に限る。 替え芯（青色、黒色又は赤色に限る。）を含む。	※	各1本 替え芯各1個
	ボールペン		○		青色、黒色又は赤色に限る。替え芯を含む。	※	各1本 替え芯各1本
	多色ボールペン	優2以上のみ ○			青色、黒色及び赤色の3色のものに限る。替え芯を含む。	※	各1本 替え芯各1本
	万年筆		◎		スペアインクを含む。 留意事項4参照	※	1本
	蛍光ペン		◎		黄色に限る（学習用として確認帳に使用することを許可された場合には多色を認める。） 留意事項3参照	※	1本
	5色蛍光ペン	優2以上のみ ○				※	1セット
	雑記帳		○		罫線入りのノート（A6又はB7に限る。）	※	5冊
	日記帳		◎		B6に限る。 留意事項3参照	※	1冊
	各種ノート （雑記帳を除く。）		◎		ゴキウ玉線ノート、白無地ノートなど（A6又はB7に限る。） 留意事項3参照	※	必要数
	色紙		◎		短冊を含む 留意事項3参照	※	10枚
	カーボン紙		◎		留意事項3参照	※	必要数
	けい紙その他の筆記用紙		◎		原簿用紙、レポート用紙など 留意事項3参照	※	必要数
	下敷き		○		A6又はB7に限る。	※	1枚
	定規		○		目盛寸法30センチメートル用以下の直定規とする（金属製は除く。）。	※	1本
筆入れ		○			※	1個	
板目紙		◎			※	必要数	
とじひも		◎			※	必要数	
インデックス		◎		留意事項3参照	※	必要数	
付箋		◎			※	必要数	
ファイル		◎			※	必要数	
文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品	電卓（電池式計算機）		◎		電池を含む。 留意事項3参照	※	1台
	そろばん		◎		留意事項3参照	※	1個
	電子辞書		◎		電池を含む。 留意事項3参照	※	1台
	CDプレイヤーその他の音声再生機		◎		学習用に限る。 イヤホン及び電池を含む。 留意事項4参照	※	1台
	CDその他の音声記録媒体		◎		学習用に限る。 留意事項4参照	※	1枚
CD収納ケース		◎		留意事項3参照	※	必要数	

	しよどろ 書道・ペン習字用 具			◎	がしやうじょう かぎ 学習用に限る。 筆、筆巻き、墨、墨汁、文鎮、すずり、すずり箱、茶幅紙、下敷き、書道用半紙、 書道用具ケース、教本、水差し、作品入れ、筆ペン、インカートリッジ、ペン習 字紙、フェルトペン、ディスクペン、吸い取り紙及び写経用紙に限る。 留意事項4参照		※	くみ 1組
	かきまよう 絵画用具			◎	がしやうじょう かぎ 学習用に限る。 ポスターカラー、画筆、彩色筆、面相筆、パレット、筆洗、絵の具、色鉛筆(多 色セットを含む。)クレヨン、クレパス、紙テープ、セロテープ、画用紙、スケッ チブック及びねりゴムに限る。 留意事項4参照		※	くみ 1組
	せいずよう 製図用具			◎	がしやうじょう かぎ 学習用に限る。 テンプレート、カラスグチ、トレーシングペーパー、製図板、分度器、各種定規、 計算尺、コンパス及びバイバイダーに限る。 留意事項4参照		※	くみ 1組
	かみ 紙めくり用具			◎	がしやうじょう かぎ 学習用に限る。 指サック及び紙めくり用クリームに限る。 留意事項4参照		※	こ 1個
	かろく 各種教材			◎	つうしんきょうがく 通信教育関係教材及び学習用教材に限る。 留意事項4参照		※	しよく 1種類
	じゆず 数珠			◎			※	くわんすう 必要数
	ろざりお ロザリオ			◎			※	くわんすう 必要数
	れいけん 礼拝用マット			◎			※	くわんすう 必要数
てぶくろ 手袋、マスクそ の他の身体に装 着する物品(衣 類を除く。)で あつて、受用者 の健康状態その 他の事情に照ら して使用するこ とが必要なもの	てぶくろ 手袋			◎	ぐんて 軍手を含む。 留意事項7参照		※	くみ 1組
	てぶくろ ゴム手袋			◎	くわんすう 居室内における洗濯用に限る。 留意事項3参照		※	くみ 1組
	みみぶくろ 耳袋			◎			※	くみ 1組
	マスク			◎			※	くみ 1個
	みみせん 耳栓			◎			※	くみ 1組
	つか 使い捨てカイロ			◎			※	くみ 2組
よあそび 余暇時間帯にお ける娯楽的活動 に用いる物品	CDプレイヤー	○			イヤホン及び電池を含む。		※	だい 1台
	おんがく 音楽等CD	○					※	まい 1枚
	CD収納ケース			◎	留意事項3参照		※	くわんすう 必要数
た その他	めがね 眼鏡その他の補正 器具			◎	めがね 眼鏡(医療上を除き原則として色付きレンズは認めない。)メガネ拭き、 眼鏡ケース(金属製を除く。)、補聴器(乾電池含む。)、義歯安定剤、 コンタクトレンズ洗浄剤(液)、その他の補正器具	※	※	くわんすう 必要数
た その他	じこ 自己契約作業を行 うのに必要な物品						※	くわんすう 必要数
	しんしよ 信書を発するのに 必要な封筒その他 の物品			○	びんせん 便箋及び封筒については絵や図柄のないものに限る。		※	くわんすう 必要数
	びんせん 便箋封筒セット	ゆう 優2以上のみ		○	びんせん 便箋1綴(30枚)及び封筒1組(10枚) 通常のものより上質なもの		※	まい 1セット
	いんし 印紙			◎			※	くわんすう 必要数
	いんげん 印鑑			◎			※	こ 1個
	かつら かつら			◎			※	こ 1個
	しめい 指名医の診療に係る 自弁の医薬品等			◎			※	くわんすう 必要数

**備考**

**上記物品は、原則として指定業者からの購入(又は購入差し入れ)に限る(外出・外泊時等を除く)。**

**刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。**

**他の刑事施設からの移送により収容される際に、この表に定めた物品の形状又は規格と異なる自弁の物品を所持する場合において、当該物品が、移送される前に収容されてきた刑事施設において使用又は採取を許されていたものであるときは、当該物品の使用又は採取を許す。**

**携入物品及び差入物品について、華美に過ぎるか、著しく高価な物品が等の判定基準は、例えば、指定差入業者を通じて購入する自弁物品と同品種の品質規格及び価格を基準とする。**

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す

優1 優遇区分第1類の者

優3以上 優遇区分第1、2、3類の者

全 すべての者

○印 使用又は自弁を許可するもの

◎印 特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に使用を許可することを適当と認める場合に限り使用又は採取を許すもの

※印 使用場所を示す

注 上記表に関する留意事項

1 必要な数量の範囲内で許す。

2 第1種または第2種の制限区分に指定されている者について、自発性や自立性を涵養するために使用を許すことが有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許す。

3 受刑者からの申出内容及び当該物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許す。

4 上記4の条件に加え、当該受刑者が当該物品を現に使用する通信教育を受けていたり、当該物品を現に使用するクラブ活動に参加していたりするなど、当該物品の使用を必要とする事情が現に存在する場合に限り、使用を許す。

5 訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許す。

6 受刑者の宗教上の必要性があると認められる場合に限り、使用を許す。

7 刑事施設の所在地の気候、受刑者の身体状況、保健衛生の状況その他の事情に照らし特に必要があると認められる場合に限り、使用を許す。

れ い わ ね ん が つ た ち  
令和5年12月1日

ひ しゅう よう しゃ じゅん しゅ じ こう  
被 収 容 者 遵 守 事 項

ふ ちゅう けい む しよ  
府 中 刑 務 所

# ひ しゅうようしゃじゅんしゅじこう 被収容者遵守事項

## だい 第1 じゅんしゅじこう 遵守事項

けいじしせつ しゅうだんせいかつ あんぜん たも  
刑事施設における集団生活の安全を保つため、いろ  
いろなきそく づぎ さだ じこう とうしょ  
いろな規則があります。次に定める事項は、当所に  
しゅうよう あいだ まも じゅんしゅじこう  
収容されている間、守らなければならない遵守事項  
です。これにいはん ばあい けいじしゅうようしせつおよ  
違反した場合には、「刑事収容施設及び  
ひ しゅうようしゃとう しょぐう かん ほうりつ だい じょうだい こう  
被収容者等の処遇に関する法律」第150条第1項に  
もと ちょうばつ か  
基づき、懲罰を科されることがあります。また、その  
いはんこうい けいばつ ふ さら けいばつ か  
違反行為が刑罰に触れるときは、更に刑罰を科される  
こともあります。

### 1 けいばつほうれいいはん 刑罰法令違反

けいばつほうれい いはん こうい  
刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

### 2 とうそう 逃走

とうそう また とうそう くわだ  
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

### 3 じさつきと 自殺企図

じさつ くわだ  
自殺を企ててはならない。

#### 4 無断離席等

許可なく、指定された就寝位置を変更したり、指定された席若しくは場所を離れ、又は立入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

#### 5 視察妨害

視察孔を汚損し、若しくは隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。

#### 6 不正連絡

許可なく、若しくは許可された方法によらず、他人（自己以外の全ての者をいう。以下同じ。）外部の団体等と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。

#### 7 自傷行為等

故意に、自己の身体を傷つけ、若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

8 拒食

職員しよくいんの説示せつじに従したがわずに拒食きょしょくを続つづけてはならない。

9 診療等の拒否

職員しよくいんの説示せつじに従したがわずに健康診断けんこうしんだんおよ及びその実施上じっしじょう

必要ひつような医学的処置いがくてきしよちを拒否きよひしてはならない。生命せいめいに危険きけん

が及ぶおそれがあるとき又は他人また たにんに疾病しつぺいが感染かんせんするお

それがあるときに実施じっしする診療しんりょうおよ及び医療いりょうじょう上の措置そちを

拒否きよひしてはならない。

10 暴行等

他人たにんに暴行ぼうこうを加くわえ、若もしくは傷害しょうがいを与あたえ、又はこ

れらの行為こういを企くわだててはならない。

11 けんか

他人たにんとけんかし、若もしくは口論こうろんし、又はこれらまたの

行為こういを企くわだててはならない。

12 粗暴な言動

他人たにんに対し、粗暴そぼうな言動げんどうをしてはならない。

13 ひぼう、中傷等



他人を中傷し、ひぼうし、又は侮辱するような

言動をしてはならない。

#### 14 脅迫等

他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させ

る言動をなし、又は他人に対し義務なきことを強要し

若しくはなすべき権利を妨害してはならない。

#### 15 集団形成

他人に対する脅迫、威圧、要求若しくは反抗を目的

として集団を形成し、又は形成することを企てては

ならない。

#### 16 暴動等

集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わ

り、又はこれらの行為を企ててはならない。

#### 17 不当要求

職員に対し、許可されていない方法で要求を繰り返

し、又は定められた方法であっても強要にわたるよう

な要求をしてはならない。

18 虚偽申告

かくしゆしんこくおよ しょくいん しょくむじょう ちようさ しつもんどう たい  
各種申告及び職員職務上の調査、質問等に対し、  
きよぎ しんこく  
虚偽の申告をしてはならない。

19 不正交談等

こうだん きん ときまた ばしょ せいとう  
交談を禁じられている時又は場所において、正当な  
り ゆう はなし も はな か また あいず おく  
理由なく話をし、若しくは話し掛け、又は合図を送っ  
てはならない。(注)

20 虚偽風説流布

きよぎ ふうせつ る ふ また る ふ くわだ  
虚偽の風説を流布し、又は流布することを企てては  
ならない。

21 静穏阻害

かべ とびら そうおん はっ ほう か くち  
壁や扉をたたくなどして騒音を発し、放歌し、口  
ぶえ ふ また せいとう りゆう おおごえ はっ  
笛を吹き、又は正当な理由なく大声を発するなどし  
て、せいおん かんきょう がい  
静穏な環境を害してはならない。

22 反抗

しょくいん しょくむじょう し じ たい こうべん む し た  
職員職務上の指示に対し、抗弁、無視その他  
ふとう ほうほう はんこう  
不当な方法で反抗してはならない。

23 職務執行妨害

しよくむしつこうぼうがい  
職員しよくいんの職務しよくむの執行しつこうを、暴行ぼうこう、脅迫きょうはくその他の方法た ほうほうで

さまた  
妨さまたげてはならない。

24 点検等の拒否等

しよくいん じんいんてんけんまた しんたい ちやくい きよしつ も  
職員しよくいんによる人員点検じんいんてんけん又は身体しんたい、着衣ちやくい、居室きよしつ若しくは

ぶつびん けんさ きよひ また ぼうがい  
物品ぶつびんの検査けんさを拒否きよひし、又は妨害また ぼうがいしてはならない。

25 火気不正使用等

か き ふ せい しよう とう  
許可か きなく、火きを発ふし、若しくは使用せいし、又はこれら

こうい くわだ  
の行為こういを企くわだててはならない。

26 建物等の損壊

たてもものとう せんかい  
建物たてももの、設備せつび、備品びひん等とうを壊こわし、又は壊また こわすことを企くわだてて

はならない。

27 汚損行為等

たてももの せつび びひんとう らくが も きよか  
建物たてももの、設備せつび、備品びひん等とうに落書らくがし、若しくは許可も きよかなく

は がみ また おそん  
貼り紙は がみをし、又はこれらまたを汚損おそんしてはならない。

28 設備等の機能妨害等

でんき すいどう ひじょう つうろ た しせつ  
電気でんき、ガスすいどう、水道ひじょう、非常ベルつうろ、通路たその他の施設しせつの

設備等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途  
に反して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。  
い。

29 性的行為等

他人との間で、又は他人に対し性的行為をしてはな  
らない。他人と寝床を共にしてはならない。

30 わいせつ行為等

故意に陰部を露出するなど、他人にわいせつな又は  
嫌悪の情を起させるような行為をしてはならない。

31 文身等

入墨を施し、又は髪若しくはまゆをそり込むなどし  
て、勝手に容ぼうを変えてはならない。

32 とばく等

とばく若しくはとばく類似の行為をし、又はこれら  
の行為を企ててはならない。

33 残飯投棄等

残飯、ごみ等を所定の場所以外に投棄し、たんや唾

は ち また かね あ しせつ かんきょう  
を吐き散らし、又は花壇を荒らすなど、施設の環境  
えいせい がい こうい  
衛生を害する行為をしてはならない。

34 不正洗濯等

きょか いるいとう せんたく しんたいも かみ あら  
許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗  
みず もち しきしん また みず ち  
い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどし  
みず ふせい しょう  
て、水を不正に使用してはならない。

35 物品不正製作等

きょか ぶっぴん きんせん ふく い かおな せいさく  
許可なく物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し、  
かこう しょじ いんとく こわ も とうき また  
加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又  
こうい くわだ  
はこれらの行為を企ててはならない。

36 物品不正授受

きょか たにん じ こ ぶっぴん ゆず わた か あた  
許可なく他人に自己の物品を譲り渡し、貸し与え、  
も きょか たにん ぶっぴん ゆず う か う  
若しくは許可なく他人の物品を譲り受け、借り受け、  
また くわだ  
又はこれらのことを企ててはならない。

37 物品喝取等

たにん ぶっぴん じ こ ぶっぴん たにん せいとう  
他人の物品（自己の物品であっても、他人が正当に  
かんり たにん ぶっぴん ぬす  
管理するものは他人の物品とみなす。）を盗み、だま

と おど と いんとく こわ また きよか はいき  
し取り、脅し取り、隠匿し、壊し、又は許可なく廃棄  
してはならない。

38 ぶっぴんとうふせいしよう  
物品等不正使用

しょう ゆる せつび も ぶっぴん かんり おこた  
使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠  
り、又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用  
と もち も さだ しょうほうほう はん しょう  
途に用い、若しくは定められた使用方法に反して使用  
してはならない。

39 さけ せいさくとう  
酒・たばこの製作等

しゅるい も るいじ せいさく  
酒類、たばこ若しくはこれらと類似のものを製作  
し、所持し、隠匿し、用い（飲酒、喫煙等）、若しく  
たにん じゅじゅ また こうい くわだ  
は他人と授受し、又はこれらの行為を企ててはならな  
い。

40 とう きゅういん  
シンナー等の吸飲

も るいじ せいとう りゆう  
シンナー若しくはこれと類似のものを正当な理由な  
く所持し、摂取し、吸飲し、又はこれらのことを企  
ててはならない。

41 ふせいはいしょくとう  
不正配食等

不正に配食し、又は定められた時若しくは場所以外

で喫食してはならない。

42 作業拒否等

正当な理由なく、指定された作業を拒否し、怠け、

又は妨害してはならない。

43 作業安全衛生違反

作業安全衛生に関し定められたこと又は指示された

ことに違反して作業し、その他これらに違反する行為  
をしてはならない。

44 作業材料汚損等

作業製品や作業用の原材料、機械、器具等を汚損

し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又は故意に不良

製品を製作してはならない。

45 指導の拒否等

正当な理由なく、刑執行開始時や釈放前の指導、改

善指導若しくは教科指導を拒否し、怠け、又は妨害し

てはならない。

## 46 起居動作時間帯違反

せいでう りゆう さだ ききよどうさ じかんたい  
正当な理由なく、定められた起居動作の時間帯に

いはん こうい  
違反する行為をしてはならない。

## 47 唆し行為等

た ひしゅうようしゃ たい じゅんしゅじこうも とくべつじゅんしゅ  
他の被収容者に対して、遵守事項若しくは特別遵守

じこう いはん そそのか また えんじょ  
事項に違反することをあおり、唆し、又は援助して

はならない。

## 第2 職員の指示に対する違反

だい じゅんしゅじこう いはん ばあい しょくいん おこな  
第1の遵守事項に違反した場合のほか、職員が行

けいじしせつ きりつおよ ちつじょ いじ ひつよう  
った刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な

せいかつおよ こうどう しじ いはん ばあい けい  
生活及び行動についての指示に違反した場合にも、刑

じしゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃとう しょぐう かん ほうりつだい  
事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第15

じょうだい こう もと ちょうばつ か  
0条第1項に基づき、懲罰を科されることがありま

す。

ちゅう こうだん きんし ばしょおよ じかんたい  
(注) 交談を禁止する場所及び時間帯

### 1 場所

じ こ きよしつ いがい ばしょ あいだ  
(1) 自己の居室とそれ以外の場所との間



- (2) 工場こうじょうと居室きょしつまでの間あいだの通路つうろ
- (3) 面会所めんかいじょの待合室まちあいしつ及びその廊下ろうか
- (4) 取調室とりしらべしつ（待合室まちあいしつを含む。ふく）
- (5) 診察室しんさつしつ（待合室まちあいしつを含む。ふく）
- (6) 更衣室こういしつ
- (7) 入浴場にゅうよくじょう
- (8) 講堂こうどう、教室きょうしつ（使用目的しようもくてきに照らし、会話かいわを必要ひつようとする場合ばあいを除く。のぞ）
- (9) 便所べんじょ

## 2 時間帯じかんたい

- (1) 就業中しゅうぎょうちゅう（ただし、必要な用務ひつよう ようむに関し、職員かんの許可しよくいんを受け静肃せいしゆくかつ平穩へいおんに行う場合おこなを除く。ばあい のぞ）
- (2) 就寝時間中しゅうしんじかんちゅう
- (3) 人員点検中じんいんてんけんちゅう
- (4) 歩行中ほこうちゅう
- (5) 単独処遇たんどくじょぐうを受けている者の運動中う（ただし、集団もの うんどうちゅう運動場しゅうだんにおいて、静肃せいしゆくかつ平穩へいおんに交談こうだんする場合ばあいを除く。のぞ）

く。)

3 その他職員が規律及び秩序の維持又は矯正処遇上

必要があると認め、禁止した場所及び時間帯